

目 次

はじめに	1
1-1 管理運営の基本的な考え方について	2
1-2 清掃業務について	6
2-1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容について	7
【施設の管理運営に関する取組】	7
（1）利用者へ提供するサービスの向上策	7
（2）施設の利用促進、利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組	8
（3）地域の賑わい創出に向けた取組	10
【文化芸術事業に関する取組】	11
（4）文化団体等が行う催物等に対して、文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員等による助言・支援を行う仕組みや体制	12
（5）施設を利用して行う文化芸術事業の事業計画、収支計画、ジャンル構成等	14
（6）アウトリーチ活動、文化活動者の発掘・育成をはじめとする育成・創造型事業、伝統芸能の継承・活性化事業の中長期的な取組方針、事業計画及び収支計画等	14
（7）県内公立文化施設への指導的役割を果たすための方策	19
（8）文化芸術情報の発信に関する取組	20
（9）文化芸術事業等継続に向けた助成金の活用等の取組	21
2-2 管理の基準について	25
（1）開館時間の設定	25
（2）休館日の設定	25
（3）利用料金の設定	25
（4）利用料金の減免設定	26
（5）個人情報の保護への対応	28
（6）情報の公開への対応	29
2-3 施設設備の維持管理業務について	30
（1）利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応	30
（2）施設設備の保守点検、清掃、保安警備等の業務遂行にあたっての基本的な考え方	31
（3）維持管理業務に係る経費積算の考え方	33
（4）外部委託する業務内容とその考え方	33
（5）委託先選定方法	34
（6）委託、工事請負の発注予定	34
（7）省エネルギー・省資源への取組	36
2-4 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等について	37
（1）火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策	37
（2）事故・緊急時の体制・対応	40
（3）利用者等の苦情等トラブルの未然防止と対処方法	40
（4）その他	41
2-5 利用者等の要望の把握及び対応方針について	41
2-6 文化芸術事業にかかる自己評価手法について	44
3 組織及び職員の配置等について	45
（1）管理運営の組織	45
（2）職員の職種等	46
（3）日常の職員配置	48
（4）障がい者又は高齢者の雇用計画	49
（5）施設設備の適切な維持管理のために必要な専門職員の配置	50
（6）文化芸術事業を実施していくために必要な専門職員の配置	50
（7）人材育成	53
4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況について	55
5 法人の社会的責任の遂行状況について	55
6 添付資料 別紙	57

「はじめに」

当財団では設立以来33年、「ARTS FOR EVERYONE（芸術を地域の方に、地域の方のために）」をスローガンに、心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活を実現するため、文化芸術に関する各種事業を積極的に推進することにより県民文化の育成と振興を図るとともに、県民に広く文化活動の場を提供することにより自主的な活動を支援し、人と人の交流、地域の活性化を図ってきました。

我が国の公立文化施設は、その歴史的な流れから集会施設としての機能を中心とした公会堂や公民館として発展してきた経緯があり、実演芸術を上演するための建物及び設備を備えた場の提供、その場を活かした実演芸術作品の公演や作品創造といった活動を継続的に行っていくという展開が不足していました。

平成24年に文化施設の存在意義を明確に立証する根拠法「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、文化施設は単なる「貸し施設機能」でだけではなく、「上演機能」を兼ね備え、地域の文化芸術の振興を図るに十分な施設と専門的人材を配置して、文化芸術を継承・創造・発信する場、人々の創造性を育み、人々が生きる絆を形成するための地域の文化拠点であることが明記されましたが、文化施設の中には「劇場・音楽堂」としての機能を十分に発揮できていないという状況が散見されています。

全国的に多くの公立文化施設が設置されたのは、今から20年から30年前で、県民文化会館は開館後32年、倉吉未来中心も開館後25年を経過しています。また、平成15年6月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が設けられるなど、全国的にも鳥取県内においても公立文化施設の設置当初から比較すると、その取り巻く環境は大きく変わっています。

設置自治体である鳥取県においては、「アートピアとっとり行動指針」を平成31年3月に策定し、鳥取県が誇る豊かな文化芸術や、地域の歴史・風土、文化財、生活文化などを広く「アート」ととらえ、『県内あらゆる場所でアートが花開く、創造性と活力に満ちた鳥取県（アートピアとっとり）』を目指す県の取組の方向性が示されました。

令和2年2月から大流行した新型コロナウイルス感染症により、日本全国、世界中で多くの文化芸術活動の休止や文化芸術団体・実演家の廃業など甚大な影響が出ました。県民文化会館及び倉吉未来中心においても、施設運営や文化芸術活動の縮小が余儀なくされ、これまでにない危機に直面した3年間でした。

これらの文化芸術及び公立文化施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、そして、新型コロナ禍での経験と新型コロナ禍後を見据え、令和4年9月に「(公財)鳥取県文化振興財団の6つのミッション」及び県民文化会館及び倉吉未来中心の「公立文化施設」としての目指す方向を「3つのミッション」として明確にしました。

県民文化会館及び倉吉未来中心は、実演芸術の鑑賞・情報発信と、市町村立文化施設との館・館連携による地域への実演芸術鑑賞機会の創出をはじめ、舞台関係者、鑑賞者や地域の人々との交流が盛んに行われることにより、地域での新たな文化芸術理解者・支援者・実演者の創出や地域の魅力と賑わいが生まれる機能を担っていきます。

また、両館は、それぞれの地域の文化芸術を豊かに維持・発展するという大切な「公共の役割」を担い、市町村・市町村劇場及び地域の実演家・団体等と密接に結びついて、地域の方々に文化芸術、とりわけ実演芸術が日常生活の一部としてすぐそこにあるような環境づくりに取り組んでいきます。

令和6年度は第5期指定管理(令和6～10年度)のスタートの年で、財団プロデュース事業を始めとした文化芸術事業の方向性を明示する重要な年でありました。3年目の令和8年度も引き続き、実演芸術をもって地方創生に寄与し、共生社会を実現するよう、足腰を強靱化して職員一丸となって邁進する年です。

財団としては、県民文化会館の管理運営にあたり、これまで32年の実績を生かし、他方で、実績にあぐらをかかず未来志向で常に変化を取り入れ、効果・効用の発現に重点を置きながら、施設と人材を総体として捉えた取組と強い信念・情熱・忍耐力を持って、地域の人々が活気あふれる社会及び心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活を実現する文化芸術拠点となるよう目指します。

令和8年2月

公益財団法人鳥取県文化振興財団

1-1 管理運営の基本的な考え方について

(公財)鳥取県文化振興財団は、鳥取県立県民文化会館の設置目的である県民の文化振興を引き続き図るため、32年の実績を生かし、**施設と人材を総体として捉えた取組**により『**とっとりの未来をつくる**』文化芸術**拠点を実現**します。

その実現に向けては、財団スローガンである「ARTS FOR EVERYONE ~アートでつながる心うるおう未来のために~」をもとに最重点の取組施策として、次のとおり『**ライブ・アート・プロジェクト**』を発動し、「**財団の6つのミッション**」と「**施設の3つミッション**」に基づき各種取組を実践します。

県民文化会館は、実演芸術の活動で活気あふれ、アートが寄り添い、アートが思い出をつくる「**新しい広場・地域(広域)拠点型劇場**」の**実現**を目指します。

そのため、地域に求められる「劇場・音楽堂」として、「貸し施設機能」だけでなく「上演機能」を兼ね備え、地域の文化芸術の振興を図るに十分な**施設機能の発揮**と**専門人材の育成**を行います。

そして、「新しい広場」、「社会参加の機会を開く基盤」として、**地域における活力源、地域の誇り、コミュニティづくりを果たす施設(劇場)運営**を行っていきます。

ARTS FOR EVERYONE

~アートでつながる 心うるおす 未来のために~

とっとり ひと・まち元気!ライブ・アート・プロジェクト

令和3年度より、鳥取という地域をステージに、アウトリーチを事業の基軸として、第一線で活躍するアーティストが劇場に集い、劇場から地域へ、そして全国へ質の高い文化芸術を創造・発信し、アートとともに人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が絆を形成するための環境づくりを目指します。

【財団の6つのミッション】

<i>mission 01</i> とどける	<i>mission 02</i> つくる	<i>mission 03</i> ひろげる
優れた実演芸術の鑑賞の場を提供	県内外に実演芸術を創造・発信	実演芸術のすそ野を拡大
全国トップクラスの機能を備えた劇場を活用し、国内外の優れた実演芸術を鑑賞する場を幅広く提供します。	新たに実演芸術作品をプロデュースし、県内外に発信します。	次世代及び潜在的観客層への普及教育を図り、実演芸術に親しむ観客の拡大を図ります。
<i>mission 04</i> つなげる	<i>mission 05</i> こたえる	<i>mission 06</i> ささえる
地域全体の文化芸術力を向上	地域の課題に対処	劇場・音楽堂への支援
市町村・市町村劇場や地域の実演家・団体と連携し、地域全体の文化芸術力の向上を図ります。	実演芸術の力を活用し、社会的課題の解決に取り組みます。	市町村劇場とのネットワークを強化し、継続的な活動と劇場関係者を支えます。

【施設の3つのミッション】

<i>mission 0 1</i> 県民に愛され、 誇りとなる劇場づくり	<i>mission 0 2</i> 拠点機能の強化	<i>mission 0 3</i> アートの社会的効用の発揮
「個別・個人の体験」から 「共有できる思い出づくり」へ そして「呼吸をしている劇場へ」	「こっちに来て」から「そっちに行く」へ そして「創客（顧客の創造）」へ	「近い人」から「遠い人」へ そして「共感と信頼」へ
実演芸術に関わる鑑賞、学習、参加、創造など多彩なプログラムを企画し、多様な事業が相互に作用することで多目的に人が集い賑わう劇場、そして「 県民文化会館があつてよかった 」「 倉吉未来中心があつて誇らしい 」と多くの県民に言っていただけ、愛され、誇りとなる劇場を目指します。	県立施設の重要ミッションとして、第一に、市町村劇場や多様な文化の担い手のリーディング劇場となることを目指します。第二に、ゾーン全体が求心力を持つことで、東西に長い鳥取県のどこからでも訪れたいゾーンづくりを目指します。そのためにも市町村・市町村劇場との更なる連携に努め、これまで以上にアウトリーチを展開し、財団が地域と実演芸術でつながることにより、身近に実演芸術の花を咲かせることを目指します。	劇場法の条文にも規定されているように、地域コミュニティの創造と再生が劇場機能に求められています。 「for ART（アートのため）」の事業だけでなく「by ART（アートによる）」事業も、すなわちアートが手段となり社会的効用を発揮する事業への社会的要請が高まっています。教育、福祉、観光、経済など、アートの持つ力で様々な分野の地域課題に積極的に取り組みます。

（1）管理運営業務の基本方針

文化芸術の地域（広域）拠点型劇場として、利用者の安心・安全・公平な利用機会の確保を基本とし、そのための対応として重点項目を設定し、実践します。

≪重点項目≫	
利用者・来館者の安心・安全	利用者（県民）目線
法令の遵守	効率的な施設運営
SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）に関する取組	

ア 利用者・来館者の安心・安全の取組

- 定期点検、日常点検を適時適確に実施します。（専門業者による設備等の保守点検、自己点検等）
- 県との連携による施設・設備等の実情に合わせた改修・更新と、事前保全、予防保全の観点等からの長寿命化への取組を行います。
- 地震・消防等の防災実地訓練、感染症対応、不当行為対応等の危機管理に取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、施設を安心してご利用いただくために館内の消毒・換気等の感染防止策を引き続き適切に実施します。
- 救命救急への適切な対応を行います。
- 風雪水環境下での安全通行等に適時対応します。
- 安全衛生委員会による点検・整備を行います。

イ 利用者（県民）目線の取組

- 新たな施設利用者へのサービス向上策の導入を図ります。
- レストラン運営、自販機設置等必要に応じたサービスを実施します。

- 利用者等の要望把握とその迅速かつ臨機応変な対応に努めます。
- 設備等の継続したバリアフリー化、手話通訳者等を介したバリアフリー化への対応を図ります。
- ホームページのリニューアル、施設の利用案内、情報公開等を活用し、情報発信を行います。
- 施設の特性を活かした利用促進事業等を実施します。
- 主催事業のホール入場時等において、お体の不自由な方への「合理的配慮」を行うとともに、「こどもファスト・トラック」を踏まえ、妊婦の方、小さな子ども連れの方への対応を図ります。

ウ 法令遵守に基づく取組

- 施設・設備等の法定点検を遵守します。
- 職員の労働環境に係る労働関係法令等を遵守します。
- 適格請求書保存方式（インボイス制度）への適切な対応を行います。
- 鳥取県産業振興条例（県内業者発注）、障がい者優先調達推進法、施設利用料の減免（障がい者減免、学校減免等）等の県施策に適切に取り組みます。
- 最新のセキュリティ対策に取り組みます。

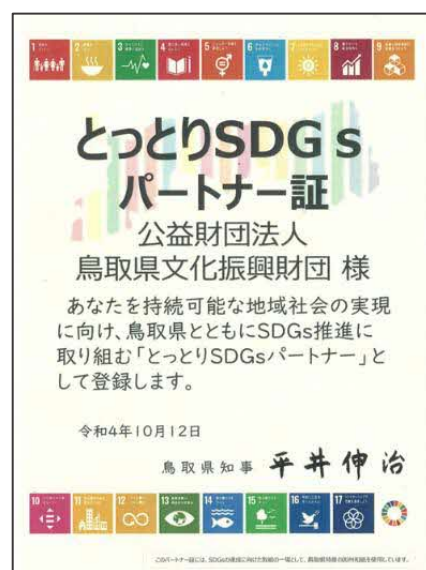
エ 効率的な施設運営の取組

- 光熱費の高騰を踏まえ、施設・設備等の維持管理に係る経常的費用のさらなる節減・節約・軽減を図ります。（保守点検等業務の業務一括複数年契約、2館一括複数年契約の継続導入、節電等）
- 環境への配慮に努めます。
- 雇用の安定や研修の充実により専門人材の育成を図ります。
- （公社）全国公立文化施設協会、及びその中四国支部、鳥取県文化施設協議会等を通じてネットワークづくり、情報収集等を図り、施設運営に反映させます。

オ SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）に関する取組

- SDGs（持続可能な開発目標）17の目標それぞれの視点を反映した、持続可能な管理運営に努めます。
- 関係団体と連携・協力し、文化芸術の力で「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、貧困や不平等、気候変動、環境劣化、平和と公正など、グローバルな諸課題の解決に向けて様々な取組を進めています。
- 鳥取県が取り組む「とっとりSDGsパートナー」制度へ登録し、SDGs17の目標のうち、次の8項目について取り組みます。

<p>4 質の高い教育をみんなに</p>  <p>誰もが実演芸術に触れる機会の提供(子ども向けワークショップ等)</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  <p>性別に関わらず全ての人が平等に協働し創る実演芸術</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>アーティストやスタッフが一般に認められる職業として成り立つ社会の実現へ</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  <p>公演のチラシやチケット、パンフレットなど広報物のデジタル化へ</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>文化芸術を通じた地域の発展へ</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>舞台美術や衣装製作など環境に配慮し思いやる社会へ</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  <p>CO2排出量の削減や節電、廃棄物のリサイクルと削減へ</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  <p>市町村・文化団体等と連携した事業実施による持続可能な地域の発展</p>



とっとりSDGsパートナー証
(登録：令和4年10月12日)

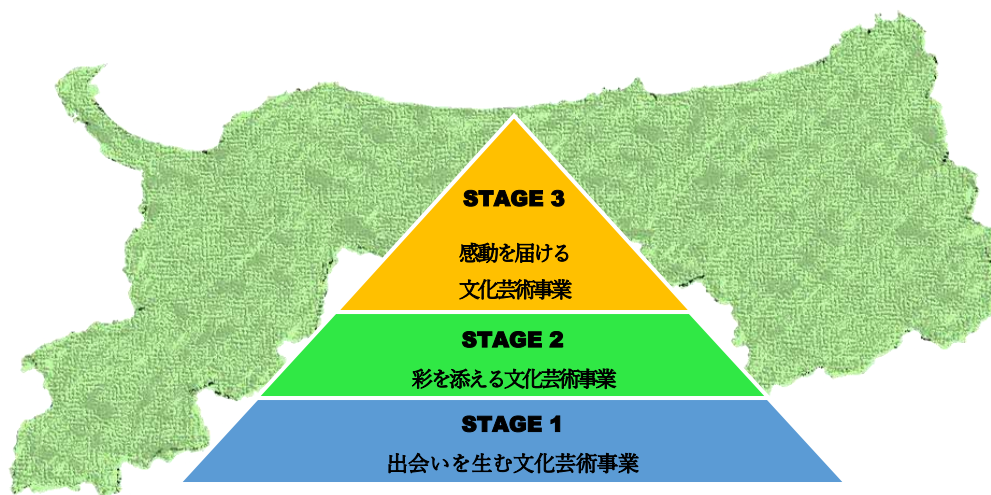
(2) 文化芸術事業の基本方針

県民文化会館の社会的役割は、県民が文化芸術の価値を享受できる環境を整備し、質の高い実演芸術を提供するとともに、県民相互の交流やコミュニケーションに資することにあります。

文化芸術事業の実施にあたっては、地元活動者と協働して高質な作品創りとその発信を行うプロデュース事業、施設の特性を活かした多彩なジャンルの鑑賞プログラム、市町村劇場との連携により身近な会場で鑑賞体験を行う市町村連携・交流プログラム、次代を担う子どもたちに実演芸術の素晴らしさに触れてもらう教育普及プログラムなどを展開し地域(広域)拠点型劇場としての役割に向けた取組を行います。

これらを踏まえ、実施する文化芸術事業を体系化することで、目的と目標を明確化させ、計画的かつ重層的な戦略のもと県内各市町村や文化芸術団体等と連携し、県民の誰もが文化芸術を鑑賞、体験できる機会を創出します。

特に、新型コロナ禍から重点的に取り組むアウトリーチ事業を継続的に展開していきます。



STAGE 1 出会いを生む文化芸術事業の展開

【目的】 県内市町村や文化芸術団体等と連携協力のもと、これまであまり縁の薄かった方々にも新鮮で笑顔溢れる実演芸術を届けることを目的とした事業を展開します。

- 【目標】**
- ・初めての实演芸術体験機会の創出を狙い、誰もが鑑賞し、体験できる機会を設けます。
 - ・若年層や家族が気軽に参加できる仕掛けを作ります。

STAGE 2 彩を添える文化芸術事業の展開

【目的】 県内市町村や文化芸術団体等と綿密な連携のもと、心地よい実演芸術に触れることにより、ライフスタイルに彩と夢を届ける事業を展開します。

- 【目標】**
- ・県民が多彩な実演芸術に触れ、魅力ある事業を体験できる機会と環境を整えます。
 - ・実演芸術をより楽しみ深めるためのアウトリーチ事業を行います。
 - ・将来を担う実演芸術活動者の発掘と育成を図ります。

STAGE 3 感動を届ける文化芸術事業の展開

【目的】 基幹ホールの優れた機能とこれまで培ってきた財団の専門的ネットワーク及び技術のもと、鑑賞・参加される方々に高質な実演芸術を満たすことにより大きな感動を届けます。

- 【目標】**
- ・県民を魅了する良質な舞台作品の鑑賞機会を提供します。
 - ・次世代を担う若手芸術家・活動者との協働により高質な創造作品づくりを行います。
 - ・将来を担う実演芸術活動者の発掘と育成を図ります。

1-2 清掃業務について

(1) 性能発注による提案

「民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注によるもの」とする内容が審査要項概要に示されており、要求水準を基に次の実施内容を含め詳細については、別冊1（指定様式2-2含む）により実施します。

(2) 具体的な実施内容（感染症拡大防止対策、清掃品質の担保）

- 準備・リハーサル・本番・撤収の段階的なホール利用、同日に別の利用申込等の会議室・練習室の様々な利用状況、利用時間の変更にも柔軟・迅速に対応した清掃を行います。
- 人が触れる機会が多いドアノブ、手摺、エレベーター釦等は、感染症拡大防止のためアルコール消毒を実施します。
- 清掃スタッフとの日常ミーティングを行い利用状況の変更等を共有し、的確な清掃作業を実施します。
- 関係者による定期ミーティングを行い、課題の抽出、改善案の検討、各室の利用状況に応じて清掃エネルギーを適切に配分した効率的な作業が行えるよう計画します。
- 清掃後の定期チェックにより、美観維持・衛生管理について一定の清掃品質を担保します。
- バリアフリートイレ以外でも尿漏れパッドを廃棄できるよう、男性トイレへのサニタリーボックスの設置・運用を行います。
- フリースペースや廊下等の集塵清掃は、自動走行式のロボット清掃機の導入の他、新技術の導入による効率化を実施します。

(3) 要求水準に基づく仕様提案

ア 実施にあたっての留意事項

清掃業務に使用する用具及び資材等は保管場所を指定した上、棚やフック等により清掃スタッフ全員が安全に作業を行えるよう常に整理整頓に努めます。また、洗剤等は環境汚染の少ないものを優先的に使用し、人体に有害な塩素系と酸素系の薬品等は、離隔距離をとり、誤って混在しないよう厳重に管理します。

イ 清掃業務

建物内外の仕上げ面及び各種設備機器、什器・備品等について、材料の性質等を考慮し、目に見える埃、土、汚れ等がない状態を維持し、美観と衛生的な状態を保つよう、真空掃除機、箒、はたき、モップ等を使用し、入念に清掃作業を実施します。

(ア) 日常清掃

施設の利用状況に合わせ、来場者への影響がないよう、各部（壁、床、手摺、客席、トイレ、洗面、鏡、間仕切り等）の清掃作業を行います。また、ゴミについては、産業廃棄物と一般廃棄物の表示と分別表示を示した指定収集場所（小ホール搬入口）へ収集し、管理衛生基準に基づき適切に処分します。

(イ) 定期清掃

休館日を基本にホール、楽屋、共有廊下等の床ワックス掛け、フリースペース・ホールホワイエガラス等の洗浄、高所の照明器具の清掃作業を行います。

(ウ) 外構清掃

敷地内（駐車場、歩道、側溝、排水桝等）のゴミ・落ち葉を回収し、屋内清掃と同様に環境衛生管理の基準に基づき適切に分別・処理します。案内看板については、利用者が見やすいよう、汚れ等を除去し、美観を保ちます。

また、排水溝、排水・污水管、雨水桝、マンホールについては、水流の阻害を防止のため、日常・定期点検を行い、舗装部分や石床部分については、汚れ等による歩行者の転倒事故を未然に防ぐため、日常巡回点検を行い、必要に応じて清掃作業を実施します。

2-1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容について

【施設の管理運営に関する取組】

(1) 利用者へ提供するサービスの向上策

来館者・利用者の視点に立ったサービスを提供し、誰もが利用しやすく、集まりたくなるような施設を目指すとともに、安心・安全・公平な施設づくりを行います。

また、文化芸術の地域(広域)拠点劇場として、文化の創造、継承、発展を導く環境づくりの創出を実践します。

ア 誰もが利用しやすい空間づくり

来館者・利用者に満足されるサービスが提供できるようホスピタリティのある対応を心がけます。

また、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した取組を推進し、子どもや高齢者、障がい者の方等誰にでも優しく、またより多くの地域の皆様が憩いの場として安心して心地良く過ごせるよう各部署の職員により設立した「県文インスタレーションプロジェクトチーム」の考案による環境整備を行います。

【令和7年度実績】



イベント情報コーナー増設
(フリースペース)



休憩用ベンチ増設、季節毎の装飾
(フリースペース)



学生部活動の作品展示を新設
(会議棟)

イ 文化芸術活動者へのサポート

- 小規模のピアノ発表会や親子向けの公演など、自由度の高い利用が可能となるイベントホール(展示室)やリハーサル室の利用方法等について、専門ノウハウを持った職員が提案やアドバイスをを行い、創造活動の支援となるようサポートします。
- 文化芸術コミュニティ掲示板にメンバー募集等の情報を掲示するなど、活動者のネットワークづくりを支援します。
- ポスターの掲示やチラシの配架、新設したデジタルサイネージにより、県内各地域における文化芸術情報をより多くの県民の皆様へお知らせします。

【過去実績：大型作品展示用仮設パネル制作(イベントホール)、梨花ホールピアノ練習割引プラン、チラシ配架用大型パンフレットスタンドの設置など】



文化芸術コミュニティ掲示板



チラシ配架用大型パンフレットスタンド

ウ 公平で効率的な利用方法の提供

- 利用方法、申込方法等において、より幅広い利用を受けられるよう利用者目線に立った提案やルール作り、マニュアル作成を行います。
- 利用申込から支払いまでオンラインで24時間可能となり、利便性が向上した施設予約サービスを利用者へ積極的に案内し、活用を推進します。

エ 適切で快適な接遇力の強化

- 当財団では、令和4年9月に策定した「財団職員の人材育成に向けた基本方針」に基づき、職員の育成を計画的に進めます。特に、新規採用職員については、令和5年度から接遇、マナー、コミュニケーション力、クレーム初期対応等の研修参加を通じ、接遇意識や技術の向上を図っています。また、職員のポジションに応じた外部研修に参加する機会を設けるとともに、日常業務の中でいただく声を真摯に受け止め、利用者等のニーズに沿ったサービスを提供できるよう職員間で知識・技術の共有に努めています。
- 障がいをお持ちの方への合理的配慮の提供について、全ての職員が基本的な考え方を理解するとともに、合理的配慮に必要な対話や接遇、介助において一定の水準を確保するよう努めます。

オ イベントトータルサポート体制の充実

イベント成功に向けて、経験豊かなスタッフが企画立案の段階から主催者の様々な要望を丁寧に聴き取るとともに、よりよい施設利用方法の提案やアドバイスを行うなどトータルのサポートします。



近畿高等学校総合文化祭



Free!Series ORCHESTRA
CONCERT 2025

カ レストランの運営

レストランの運営については、現在の業者に引き続き運営にあたってもらう予定としていますが、より利用者の利便性を高めるために運営者と次について継続的に実施します。

- 来館者のニーズに沿った多種類のメニュー策定
- 会館の公演等と連動した営業時間の延長
- 季節に合わせた店内装飾
- さまざまなイベントに応じた飲食サービスの提供



財団事業時にレストランで提供した
スナバコーヒーオリジナルディナー

(2) 施設の利用促進、利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組

お客様からいただいたご意見、ご要望を大切に、これまで様々なサービス・改善を行ってきました。

現在行っているサービスは状況の変化に合わせて、内容を見直しながら継続するとともに、今後もより満足度の高い施設を目指し、お客様の視点に立ったサービス改革に取り組みます。これにより、新規利用、継続利用へと繋がり利用率向上と利用料収入の増加が見込めると考えています。

ア 施設の利用促進

(ア) ホームページ・SNSの活用

- 施設利用に関する様々な情報及び設備機器等の改修、修繕工事等、最新情報を適宜ホームページに掲載します。
- ホームページで施設の空き状況公開、ホールの座席表、施設の平面図、各種申請書（書き方サンプル付き）等利用者が求める情報を素早く見つけられるよう分かりやすい導線設計を行い、情報伝達の効率性を高めます。
- 施設紹介動画や利用の様子をSNSで積極的に発信することで、親しみやすい施設として認知いただくとともに、潜在的利用者へ効果的にアプローチを行います。
- 駐車場の満車予想や休館情報等を定期的にSNSに投稿し、県民の皆様へ適宜適切な情報を提供します。

(イ) 営業活動

- 施設利用状況の把握・分析を行いつつ、行政、文化団体、とっとりコンベンションビューローとの連携を図るとともに、マスコミ、プロモーター等へのホールの空き状況の情報提供等、積極的な営業活動を展開します。
- 他の文化施設の利用実態を調査、分析し、効果的な誘客（営業）方法があるか継続的に検討します。

(ウ) 県内各種イベントのチケット取り扱い及びポスターの掲示

プレイガイドとして、県内で開催される各種イベントのチケットを取扱い、県内で開催される様々な最新情報を提供します。

(エ) 国際的に優れた文化芸術の利用促進

より質の高い公演を広く県民の皆様へ提供できるよう、梨花ホールで開催する国際的・全国的に優れた実演芸術公演については、早期優先予約を可能にします。

イ 利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組

利用者の方がより高い満足度を得られるサービスを提供し、継続利用へとつなげることにより、利用率向上と利用料収入の増加を図ります。

なお、利用率・利用者数の見込は、57 ページ（別紙）のとおりであり、利用料金の収入見込は、収支計画書（様式3 関係）に記載のとおりです。

(ア) 継続する主なサービス

予約申込	・文化芸術的な事業でホール、イベントホール（展示室）を利用する場合、文化芸術団体は14か月前、その他の団体は13か月前に抽選予約を受付 ・ホールの予約受付期間終了後、文化活動での楽屋の利用を受付 ・利用手続きのオンライン化による利便性の向上（24時間予約）
割引制度	・梨花ホールの1階席のみの利用割引 ・梨花ホールのピアノ練習割引プラン
その他カスタマーサービス	・車椅子、ベビーカー、ひざ掛け、子ども用シートクッション等の貸出し（無料） ・Wi-Fiスポット整備 ・携帯電話等充電器設置（200円／30分） ・コイン式コピー機設置（カラーコピー：30円／枚、モノクロコピー：10円／枚） ・ファクシミリ送受信サービス（送信：20円／枚、受信：10円／枚） ・オンライン会議や配信等へも対応可能な備品の貸出

(イ) 新たなサービスの導入・改善

a フリースペースの利用条件緩和

昨年度の見直し以上に利用条件の緩和を検討し、利用方法の拡大及び賑わい創出、回遊性の向上を図ります。

b 第5・6会議室の音響映像機材更新

第5会議室の設備老朽化に伴い更新を行います。併せて、第6会議室に音響映像機材を新たに導入し、利用環境の向上と両会議室の利用率の平準化を図ります。

c 大型コインロッカーへの更新（キャリアケース対応）

近年、大型イベントの開催に伴って県外からの来館者による荷物預かりに関するお問い合わせが増えていることから、既存の小型ロッカーをキャリアケースにも対応可能な大型ロッカーへ更新し、来館者の利便性と快適性を高めます。

d QR・バーコード決済の導入

現在、窓口での支払い方法は、現金、クレジットカード決済となっているが、コード決済の普及に伴い、利用者からも要望が増えている。このことから、利用者の利便向上を図るため、QR・バーコード決済の導入を検討します。

(3) 地域の賑わい創出に向けた取組

まちづくりや地域活性化を進めていくには、行政、周辺施設、地域の住民等多くの関係者の連携と協力が必要不可欠です。会館は、第4期までに構築した多様なネットワークと敷地内施設との協働を通して、文化施設としての特性を活かした事業に取り組みます。また県からの補助事業「とりアート（鳥取県総合芸術文化祭）」も、更なる参画者の拡大と人材育成を目的とした事業内容の見直しなど行い環境を整え、各種事業により会館周辺地域がますます活性化されるように事業展開したいと考えています。

ア 地域の賑わい創出事業 【令和7年度実績：1事業】

会館周辺地域の活性化を図るため、多様なネットワークと敷地内施設との協働により、文化施設の特性を活かした事業を実施。

(ア) 県民文化会館にぎわい事業 交流広場「Art Salon(アートサロン)」vol.4

財団パートナー企業と文化芸術を通じて連携・協働し、新たな賑わいの創出に繋げるとともに、実演芸術への深い理解と継続的な支援への醸成を図るために開催。

開催日	会場	備考
調整中	中部地区	調整中

イ けんぶんファミリープログラム 【令和7年度実績：3事業】

施設の特性を活かしながら誰もが文化芸術に親しむ環境を生み出すために実施。

(ア) アートSQUARE夢空間

県内アーティストによるファミリー向けコンサート。（2公演程度）

開催日	会場	備考
調整中	とりぎん文化会館 イベントホール	内容：アフタヌーンコンサート
調整中	とりぎん文化会館 小ホール	内容：ファミリーコンサート

(イ) ホール探検ツアー

実演芸術公演の舞台・客席・オーケストラピット見学、照明体験等。

開催日	会場	備考
調整中	とりぎん文化会館 梨花ホール	

(ウ) みんなのピアノ聴き弾きくらべコンサート

スタインウェイとベーゼンドルファーの特色や魅力を感じる体験型のコンサート。

開催日	会場	備考
調整中	とりぎん文化会館 梨花ホール またはリハーサル室	

ウ 鳥取県からの補助事業「とりアート（鳥取県総合芸術文化祭）事務局業務」

鳥取県唯一の文化芸術の祭典として「アートが花開く、創造性と活力に満ちた鳥取県」の実現に向けて、誰もが文化芸術に親しむことができる環境を整えるとともに、県内の文化芸術の活性化を図り、次世代の文化芸術を担う人材を育成することを目的とし、令和7年度以降においても、専門性を持つ財団職員により実行委員会事務局の運営を行います。

<実施方針>

- ① 文化芸術の裾野の拡大（若年層を中心とする活動者及び鑑賞者の育成と拡大）
- ② 文化芸術の質の向上（他分野やプロのアーティストとの共演を通じた能力や創造性の向上）
- ③ 多様な人材の育成（舞台や展示を通じた新たな人材の掘り起こしと本県の文化芸術の創造や地域への浸透を図るための取組みを進める人材の育成）

【文化芸術事業に関する取組】

ARTS FOR EVERYONE ～アートでつながる 心うるおう 未来のために～ 「とっとりひと・まち元気！ ライブ・アート・プロジェクト」

**鳥取という地域をステージに、第一線で活躍するアーティストが会館に集い、
会館から地域へ、そして、全国へ質の高い文化芸術を創造・発信し、
アートとともに人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、
人々が絆を形成するための環境づくりを目指します。**

文化芸術が持つ3つの価値（基本的価値、社会的価値、経済的価値）を踏まえ、とりわけ、実演芸術を基軸に置いた「ひと」と「まち」の創造・創出という公共性・効用性を最大限発揮し、「文化芸術が日常生活の一部」となるよう、財団スローガンである「ARTS FOR EVERYONE ～アートでつながる 心うるおう 未来のために～」をもとに、最重点の取組施策として『ライブ・アート・プロジェクト』を発動します。これは、鳥取という地域をステージにアウトリーチを事業の基軸として、第一線で活躍するアーティストが会館に集い、会館から地域へ、そして全国へ質の高い文化芸術を創造・発信し、アートとともに人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が絆を形成するための環境づくりを目指して「とっとりひと・まち元気！ ライブ・アート・プロジェクト」を始動しています。これは実演芸術でしか体験できない「リアルな感動」を通して、文化芸術が持つ基本的価値を地域に届け、地域アイデンティティとして地域の活性化を目指すものです。地域によって商習慣、文化資産、行動習慣が異なることから、それぞれの地域性を踏まえて「トライ&エラー」と「スクラップ&ビルド」で事業を企画・立案・実施するとともに、1事業(プログラム)は企業(店舗)の1商品と同じであるとの認識のもと、社会的成果(アウトカム)に向けた全事業プログラム(=事業戦略)を構築することが必要です。ミッションの達成を考える上での事業分野で特に考慮すべきポイントは、“事業のブランド化からホールのブランド化へ”“非日常から発見、楽しみを得るホールへの進化”の2つです。

このポイントを踏まえた事業分野におけるビジョンを設定すると、次のとおりです。

- ① 実演芸術のプレゼンスを高める劇場を目指します。
- ② 優れた実演芸術作品を継続的に創造・発信し、県内外での認知度を高めます。
- ③ 多種多様な人が劇場に集い、親しまれる劇場を目指します。
- ④ 国内外の良質で多様な公演の鑑賞機会の提供と質の高いサービスを実施します。
- ⑤ 実演芸術により豊かな感性を育み、次世代への継承・発展を図る劇場を目指します。
- ⑥ ファミリー・プログラムを充実させ、ファミリー層の来館を促進します。
- ⑦ 子どもを対象とした事業を積極的に展開し、人材育成・発展の新しい広場を目指します。

- ⑧ アウトリーチを始め各種事業を市町村及び市町村劇場とともに推進します。
- ⑨ 市町村・市町村劇場とともに、広域的な文化振興を図る劇場を目指します。
- ⑩ 県内の市町村・市町村劇場と協働して巡回公演、ワークショップ等の拡大を図ります。
- ⑪ 地域の課題に積極的に応え、地域に貢献する劇場を目指します。
- ⑫ 行政や関係団体と連携しながら、地域のニーズを把握し、課題解決を図ります。
(地域活性化、人口減、子育て支援、教育・多文化共生、福祉、観光 等)

事業実施にあたっては、「財団の6のミッション」及び上記ビジョンを踏まえ、事業を体系化(STAGE 1から3に重層化)して、目的と目標を明確にし、段階的かつ重層的な戦略のもと、県内各市町村・市町村劇場や実演家・文化芸術団体等と連携して、県民の誰もが文化芸術を鑑賞・体験できる機会を創出します。

(4) 文化団体等が行う催物等に対して、文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員等による助言・支援を行う仕組みや体制

【文化芸術に関する専門知識を有する職員による助言・支援の考え方】

当財団では、平成15年度より財団職員のアートマネジメント力の向上と意識改革を目的にアートマネジメント研修会を継続的に行っています。また、(公社)全国公立文化施設協会や(一財)地域創造等が主催する各種研修会にも積極的に参加し、専門性の習得を図ってきました。研修会に参加することにより、県外の公立文化施設職員との交流を通じた学習も深まり、人材のネットワークも拡大してきました。

このような研修や事業実施による実践的育成(OJT)の結果、優秀な人材が財団内に生まれてきました。その成果を踏まえ、今後、その技術やアートマネジメント力を文化芸術団体や個人の文化芸術活動者に対して、次のとおり実践します。

ア 専門知識を有する企画職員による助言と支援

(ア) 相談窓口の設置

気軽に企画制作の支援(相談、助言、指導等)ができる窓口を開設し、文化芸術団体等が行う催事等の企画立案・広報・運営に関する相談に応じて、円滑な事業の実施を支援(無償)します。

(イ) 文化芸術活動者に対する支援

当財団の主催事業には、モチベーションの高い方が多く参加されます。この人材を将来鳥取県の財産として育成し、県内での活動の場を広げていくため、当財団職員が今まで培ってきたアートマネジメントのノウハウと作品創造の専門技術を地域社会に還元します。

a 実践的育成による企画制作支援(助言、指導等)

財団主催事業(育成・創造事業)や「とりアート(鳥取県総合芸術文化祭)」に参加する県民の皆様とともに事業推進する過程において、アートマネジメントの概念や手法を伝播させ、地域の文化芸術の活性化や交流の輪を引き続き広げます。

b アートマネジメント力向上に役立つ情報の提供

舞台芸術作品の制作には、企画立案・運営、経営(予算管理・経理事務)、舞台技術に関する専門的業務の向上が不可欠です。助成金情報、企画立案、広報、契約、経理事務、リスクマネジメント、障がい者との舞台制作などの情報(図書、資料等)を提供します。

(ウ) 教育機関連携事業(実習)

県内の大学生を対象に、教育機関と連携を図りながら、公演制作業務の現場の声を活かしたアートマネジメント座学や舞台技術体験を実施します。

【舞台技術に関する専門知識を有する職員による助言・支援の考え方】

蓄積した舞台技術の経験、ノウハウを県内の文化芸術活動発展のため、施設利用者や文化芸術団体、アマチュア活動者等のもとより、文化・教育に係る行政機関や施設を対象に、技術資料の提供やアドバイス・助言を行うと共に、文化芸術団体や教育機関とも連携しながら、技能や知識習得の機会を設け、将来につながる人材と地域の文化芸術活動の継続・発展に努めます。

イ 専門知識を有する舞台技術職員による助言と支援

(ア) 舞台づくり相談窓口の設置

舞台づくりに関する疑問や不明な点について、いつでも相談ができる窓口を事務所内に開設しており、提案やアドバイスを通じてサポートします。

(イ) 利用者への積極的なサポート

施設のご利用に際しては、安全管理は基より、文化団体等のイベント開催計画について、円滑に催事を開催していただけるように、施設の設備・機構を熟知した舞台技術職員が、舞台進行からオペレートに至るまで、助言、指導等積極的なサポートを行います。

(ウ) 文化芸術活動者に対する支援

地域の文化芸術団体・アマチュア団体・公共団体等が会館以外（県内各地）で、文化芸術公演や発表会を開催される場合には、日程調整の上、舞台技術（照明・音響など）・演出等に関する助言・指導等の技術支援を行います。

(エ) 県内文化施設、教育機関及び行政機関に対する支援

県内文化施設及び行政機関に対して、施設の建替え、設備改修、更新等の計画・立案をする際に、舞台設備や専門機器の技術動向や運用・維持管理に関する情報の提供及び助言、提案等を行うことで、県内文化施設の運用・維持管理に有効な技術支援を行います。

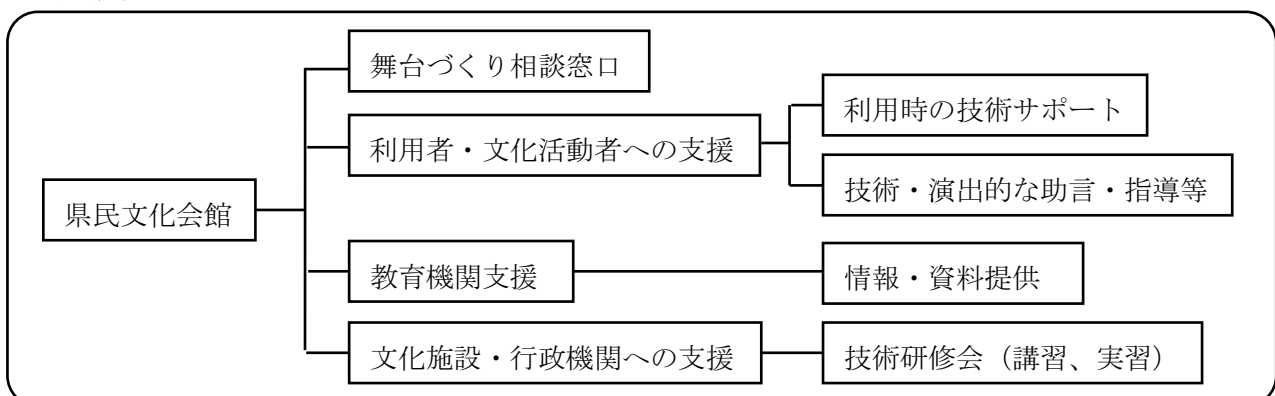
(オ) 教育機関連携事業（舞台技術講習会・実習・施設見学会等）

舞台芸術や文化活動に取り組んでいる県内の大学生や高校生を対象に、教育機関と連携を図りながら、舞台技術に関する研修会（講義及び実習）や舞台設備の見学会等を開催します。参加者が舞台技術を習得することで、自らの公演等で、安全で円滑な舞台進行や演出のレベルアップが実現できることを目的とし、学生や生徒ばかりでなく、顧問教師や文化活動者等も含めて継続的に開催する研修会等を通じて技術支援を行います。（平成26年4月より、鳥取大学地域学部と文化、芸術、教育、まちづくり等の分野での連携協力に関する覚書を取り交わし、継続的に連携協力しています。）

(カ) 県民文化会館ホールサポーター（舞台ボランティア）に対する支援

劇場を拠点とした活動をとおして、人と人、そして劇場との交流を図り、県民とのコミュニケーションを促進していくことを目的に募集した舞台ボランティアに対して、財団支援者（理解者）となっただけのよう、継続的に舞台技術研修会を開催し技術支援を行うとともに、その拡大を目指します。

※支援体制



(5) 施設を利用して行う文化芸術事業の事業計画、収支計画、ジャンル構成等

(6) アウトリーチ活動、文化活動者の発掘・育成をはじめとする育成・創造型事業、伝統芸能の継承・活性化事業の中長期的な取組方針、事業計画及び収支計画等

新型コロナウイルスの影響により社会が大きく変化する中、文化芸術分野も催しの延期や中止が相次ぎ、厳しい状況にさらされております。そのような中で、危機を乗り越えるべくコロナ禍での活動の可能性やアートの役割について明確にした、新たなアートマネジメントが必要となります。

令和3年度より始動した、鳥取という地域をステージに、アウトリーチを事業の基軸として、第一線で活躍するアーティストが会館に集い、会館から地域へ、そして全国へ質の高い文化芸術を創造・発信し、アートとともに人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が絆を形成するための環境づくりを目指し「とっとり ひと・まち元気！ ライブ・アート・プロジェクト」を継続します。

ア コンセプト

ARTS FOR EVERYONE ~アートでつながる 心うるおう 未来のために~

「とっとり ひと・まち元気！ ライブ・アート・プロジェクト」

イ 基本方針

① すべての人が文化芸術に触れ、感動できる仕組みづくり

- ・より多くの県民に文化芸術の魅力と優れた音楽ホールとしての施設の特性を伝えられるよう、幅広いジャンルのラインナップで文化芸術事業を提供します。
- ・鑑賞型、参加型、育成型とタイプの異なる事業をバランスよく計画します。
- ・若手世代に知られる著名なアーティストを招聘し、初心者向けの演目を選定します。
- ・公演に付随するイベント（レクチャー等）により、初来場者の興味を喚起することで、今後のホール運営を支える世代の方々が県民文化会館を起点に交流し、集う仕組みを創造します。

② 次世代の文化芸術の担い手の育成

- ・子どもや親子連れが足を運びやすいプログラムの企画や、未就学児を伴う保護者が周囲に気兼ねなく親子で鑑賞できる機会を設けます。
- ・中高生が参加し、音楽を通じて交流できる体験型プログラムや、一流の演奏家から直接指導を受けることができる育成型の文化芸術事業を企画します。

③ 地域と施設との協働による文化力の発信

- ・地域にゆかりのある演奏家にとっては演奏の機会、鑑賞者にとっては県民のパフォーマンスを見る機会を提供し、両者をつなぐことで地域の文化芸術の振興を図ります。
- ・世界で活躍するプレーヤーと地元の中高生による共演や、地域の演奏家と中高生による協働のコンサートを実現し、地域の若い力を発信します。
- ・プレ・アフター・コンサートの開催、アーティスト・パートナー（発表機会をを求める演奏家などを登録）の設置などにより演奏者に発表の機会を提供し、県民が日常生活において気軽に生演奏を楽しみ、文化芸術に触れる機会を増やす活動に取り組みます。

ウ アウトリーチの積極的展開

文化芸術におけるアウトリーチは、一言でいえば、芸術家(芸術団体ないし文化施設)が、普段、文化芸術に触れる機会の少ない市民に対して、(その生活の場に出向いていって)働きかけを行うもので、日本語で表記するならば、「芸術普及活動」或いは「教育普及活動」と言われています。

アウトリーチ活動は、文化芸術を享受する層を広げ、さらに創作する側の創作意欲を高めることに寄与するといえることができ、このことを通して、文化芸術が社会に果たす役割を広げ、地域の文化芸術をより豊かなものに発展させる可能性を秘めていると考えます。このような理解と立場で、アウトリーチ事業を積極的に展開していきます。

エ 事業計画

実施する文化芸術事業を体系化し、目的と目標を明確化させ、計画的かつ重層的な戦略のもと県内各市町村や文化芸術団体等と連携し、県民の誰もが文化芸術を鑑賞、体験できる機会を創出します。

県内広域を対象とする事業実施 STAGE 1～3



アウトプット (活動目標)

- ・若年層に向けた文化芸術体験機会の提供
- ・地域住民に向けた文化芸術鑑賞・体験機会の提供

アウトカム (成果・目標)

- ・文化芸術鑑賞者、体験者の拡大
- ・創造力、想像力のある人材育成
- ・県在住、出身アーティストの積極的活用

インパクト (県民・社会への影響)

- ・地域の文化芸術の活性化
- ・地域アイデンティティの形成
- ・交流人口拡大による地域経済活性化

STAGE 1 出会いを生む文化芸術事業の展開

- ・初めての実演芸術体験機会の創出を狙い、誰もが鑑賞し、体験できる機会を創出
- ・若年層や家族が気軽に参加できる仕掛けを創出

STAGE 2 彩を添える文化芸術事業の展開

- ・県民が多彩な実演芸術に触れ、魅力ある事業を体験できる機会と環境を整備
- ・実演芸術をより楽しみ深めるためのアウトリーチ事業を展開
- ・将来を担う実演芸術活動者の発掘と育成

STAGE 3 感動を届ける文化芸術事業の展開

- ・県民を魅了する良質な舞台作品の鑑賞機会を提供
- ・次世代を担う若手芸術家・活動者との協働により高質な創造作品を制作
- ・将来を担う実演芸術活動者の発掘と育成

オ 事業概要

地域(広域)拠点型劇場としての役割と機能を明確にし、財団として公益性を果たすための様々なジャンルの事業を実施します。

1 プロデュース事業	財団ミッション①-⑥	STAGE 1 2 3
鳥取チェンバーオーケストラ事業 (1公演)	ミッション①②③	STAGE 1 2 3
U-18 シアタープロジェクト Act3 本公演 (2公演)	ミッション②③⑤	STAGE 2 3
バレエ「赤毛のアン」公演 (県内1公演、県外2公演)	ミッション①②③④⑤	STAGE 1 2 3

とっとり伝統芸能フェスティバル (1公演)	ミッション③④⑤	STAGE 2 3
2 鑑賞プログラム	財団ミッション①-⑥	STAGE 1 2 3
滝川鯉昇独演会 in 鳥取&米子 (2公演)	ミッション①③	STAGE 3
茂山千五郎家「こどもの日だよ!みらい大笑い劇場」 (1公演)	ミッション①②③	STAGE 1 2 3
木ノ下歌舞伎『心中天の網島』アセンブリ特別バージョン (1公演)	ミッション①③⑤	STAGE 3
反田恭平&ジャパン・ナショナル・オーケストラ 2026 (1公演)	ミッション①③	STAGE 3
辻彩奈&阪田知樹デュオリサイタル 2026 (米子公演) (1公演)	ミッション①③	STAGE 3
大阪フィルハーモニー交響楽団ニューイヤーコンサート 2027 (仮) (1公演)	ミッション①③④	STAGE 3
舞踊「ジゼルのあらすじ」&「Folklores」	ミッション①③	STAGE 3
岡山フィルハーモニック管弦楽団演奏会 (1公演)	ミッション①③	STAGE 3
特別共催事業(マスコミ/一般)	ミッション①③	STAGE 3
3 市町村連携・交流プログラム	財団ミッション①-⑥	STAGE 1 2 3
実演芸術市町村連携公演事業 (8回程度)	ミッション③⑤⑥	STAGE 2
4 教育普及プログラム	財団ミッション①-⑥	STAGE 1 2 3
芸術鑑賞教室 (10回程度)	ミッション③	STAGE 1
児童生徒を対象とした文化芸術事業 (30回程度)	ミッション③	STAGE 1
劇場へようこそプロジェクト	ミッション③	STAGE 1
5 人材育成プログラム	財団ミッション①-⑥	STAGE 1 2 3
舞台技術講座 (3回程度)	ミッション④⑤⑥	STAGE 1 2
鳥取県劇場等職員セミナー (1回)	ミッション④⑤⑥	STAGE 1 2

カ 事業内容

1 プロデュース事業 【令和7年度実績：4事業】

(1) 鳥取チェンバーオーケストラ (TCO) 第7回定期公演

国内外で活躍する県出身・在住のプロ奏者で構成する「鳥取チェンバーオーケストラ」の第7回定期公演。

開催日	会場	備考
令和8年11月8日(日)	とりぎん文化会館 梨花ホール	共演：調整中

(2) U-18シアタープロジェクト Act 3 「(仮)セロは段ボールにおさまるか」

県内の18歳以下が創作した台本(脚本)を同じく県内18歳以下が演じる新作演劇公演の上演。

開催日程	会場	備考
令和8年9月20日(日) 21日(月・祝)	エースパック未来中心 小ホール	2回公演

(3) バレエ「赤毛のアン」公演

令和6年度創作バレエ作品として上演した「赤毛のアン」を改訂・再編成し上演。

開催日	会場	備考
令和8年8月30日(日)	とりぎん文化会館 梨花ホール	県外主催者による公演 高知県 11月15日(日) 石川県 12月20日(日) ※各主催者が制作し、地元出演者を選考。

(4) とっとり伝統芸能フェスティバル

地域に連綿と受け継がれ、その地に根付く伝統芸能を華やかなステージで披露。

開催日	会場	備考
令和8年6月14日(日)	大御堂廃寺跡特設ステージ	※とりアート企画事業と連携・協働

2 鑑賞プログラム 【令和7年度実績：8事業9公演（特別共催事業除く）】

(1) 瀧川鯉昇独演会 in 鳥取&米子

開催日	会場	備考
令和8年4月18日（土）	とりぎん文化会館 小ホール	
19日（日）	米子市淀江文化センター 大ホール	共催：米子市文化財団

(2) 茂山千五郎家「こどもの日だよ！みらい大笑い劇場～狂言ってなに？」

開催日	会場	備考
令和8年5月5日（火・祝）	エースパック未来中心 大ホール等	

(3) 木ノ下歌舞伎『心中天の網島』アクセシビリティ特別バージョン

開催日	会場	備考
令和8年7月26日（日）	エースパック未来中心 大ホール	

(4) 反田恭平&ジャパン・ナショナルオーケストラ 2026

開催日	会場	備考
令和8年9月15日（火）	とりぎん文化会館 梨花ホール	共催：新日本海新聞社

(5) 辻彩奈 & 阪田知樹 デュオ・リサイタル 2026（米子公演）

開催日	会場	備考
令和8年9月22日（火・休）	米子市公会堂 大ホール	共催：米子市文化財団

(6) 大阪フィルハーモニー交響楽団ニューイヤーコンサート 2027（仮）

開催日	会場	備考
令和9年1月上旬 （調整中）	エースパック未来中心 大ホール	

(7) 舞踊「ジゼルのあらすじ」&「Folklores」

開催日	会場	備考
令和9年2月28日 （日）	とりぎん文化会館 梨花ホール	

(8) 岡山フィルハーモニック管弦楽団 第91回定期演奏会

開催日	会場	備考
令和9年3月7日（日）	米子市公会堂大ホール	【主催】岡山文化芸術創造 【共催】米子市文化財団

(9) 特別共催事業

ア 報道機関（マスコミ）共催 【令和7年度実績：6事業】

報道機関との共催により、公共性の高い優れた鑑賞公演を実施。

※現時点の特別共催事業は以下のとおり

開催日	公演名	会場
令和8年5月23日(土)	日本海新聞発刊50周年記念事業 南こうせつ&森山良子スペシャルコンサート	とりぎん文化会館 梨花ホール
令和8年7月20日(月・祝)	舞台「虹のかげら～もうひとりの ジュディ」	とりぎん文化会館 梨花ホール

イ 一般共催 【令和7年度実績：14事業】

一般団体（芸術団体・文化芸術関連NPO団体など）との共催により、優れた鑑賞公演を実施。
※現時点の特別共催事業は以下のとおり

開催日	公演名	会場
令和8年12月13日(日)	県民による第九鳥取公演	とりぎん文化会館 梨花ホール

3 市町村連携・交流プログラム

実演芸術市町村連携公演事業 【令和7年度実績：5事業】

ホールでの鑑賞機会が少ない市町村在住者を対象に、市町村と協働して、質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供。

開催日	市町村	事業内容
調整中	調整中 八頭町、琴浦町、江府町、日南町、湯梨浜町、岩美町、境港市	鳥取チェンバーオーケストラ (TCO) カルテット ほか

4 教育普及プログラム

(1) 芸術鑑賞教室 【令和7年度実績：11校】

高等学校及び特別支援学校の生徒を対象とした音楽・演劇・伝統芸能等の芸術鑑賞公演。

開催日・実施校【会場】	公演名
調整中（10校程度）	調整中

(2) 児童生徒を対象とした文化芸術事業 【令和7年度実績：29校】

小中学校の児童生徒を対象とした音楽・演劇・伝統芸能等の芸術鑑賞公演。

開催日・実施校	公演名
調整中（30校程度）	調整中

(3) 劇場へようこそプロジェクト 【令和7年度実績：4校258名】

小学校5年生をホールに招き、質の高い実演芸術に触れるとともに劇場での鑑賞体験の場を提供する。

開催日	会場	備考
令和8年6月24日(水)	エースバック未来中心 大ホール	NHK交響楽団、鳥取チェンバー オーケストラメンバーによる弦 楽四重奏 参加校：5校（216名）予定

5 人材育成プログラム 【令和7年度実績：2事業】

(1) 舞台技術研修会（舞台技術支援）

施設・専門設備解説及び舞台基礎解説や照明、音響設備の操作等の体験型研修会。

ア 鳥取大学地域学部学生へ舞台基礎研修会（見学及び実技）

開催日	会 場	備 考
年度下期	とりぎん文化会館 小ホール	

イ 東部地区高等学校演劇部に関わる舞台技術研修会

開催日	会 場	備 考
年度上期	とりぎん文化会館 梨花ホール	

ウ 公立文化施設に関わる舞台技術研修会

開催日	会 場	備 考
調整中	とりぎん文化会館 小ホール	

(2) 鳥取県劇場等職員セミナー

鳥取県文化施設協議会と連携して新たに開催。県内公立文化施設で企画制作・広報、舞台技術・施設運営を担う職員を対象に、各種スキルの向上やノウハウ習得、職員の専門性向上、ネットワーク構築のための場を提供。

開催日	会 場	備 考
令和9年1月下旬から 2月中旬の2日間	エースパック未来中心	

キ 収支計画（概算）

年 度	事業経費 (千円)	財 源		
		入場料収入 (千円)	県委託料 (千円)	その他収入(千円)
令和8年度	110,859	33,252	21,350	56,257 助成金、寄付金、文化振興事業 基金、基本財産運用益ほか

(7) 県内公立文化施設への指導的役割を果たすための方策

鳥取県の文化拠点施設として、情報交換等を通じて県内文化施設とのネットワークの充実を図り、事業の協働実施のほか、財団がこれまで培ってきた施設の管理運営やアートマネジメント手法などのノウハウを最大限に生かしながらリーダー的な役割を果たし、県内文化施設とともに、地域の文化芸術振興を推進します。

ア ネットワークの充実（情報交換、支援・助言、事業の館連携・協働実施）

「(公社)全国公立文化施設協会※1」との連携により、国及び地方の文化芸術施策の動向、公立文化施設が抱える諸課題等についての研究協議を通じて得た情報を「鳥取県文化施設協議会※2」を中心に、倉吉未来中心、米子コンベンションセンター等の県立施設及び市町村の文化施設への情報提供と情報交換、研修会の開催、その他、様々なニーズに対し、支援・助言を行うことにより信頼関係を築いてきました。

今後もこれまでの信頼関係を基に、県内公立文化施設との連携、また、必要に応じて地域の文化団体や文化活動者と連携し、地域のニーズや実情に応じて、文化人口の拡大に繋がる事業の協働実施等に取り組み、協議会の存在価値を高めていきます。

(ア) 情報交換、支援・助言

- 鳥取県文化施設協議会では総会の開催により運営に関する事項等を決議します。(年1回程度)
- (公社)全国公立文化施設協会との連携により、国及び地方の文化芸術施策の動向、公立文化施設が抱える諸課題等に係る研究協議を通じて得た情報を加盟施設に情報提供し、適宜情報交換を行います。

(イ) 事業の館連携・協働実施

各施設の主催事業等において開催場所の施設と連携し、地域密着型の共催事業の開催を検討し県内公立文化施設や文化活動者との連携を含めて、文化芸術事業に取り組みます。

イ 人材育成（研修会の開催・技術的サポート）

鳥取県文化施設協議会等と連携して、県内文化施設職員のアートマネジメント力、舞台技術力等を高めるため、専門職員の研修会を開催するなどして、スキルアップや意識向上を図り、県内全体の底上げに努めます。また、当会館の舞台技術職員が、「県内文化施設職員」「県内文化施設の設置者」「県内の文化活動者」へ技術的なアドバイスなどの支援も行います。

(ア) 各種研修会の開催

県内文化施設職員等を対象としたアートマネジメント、舞台技術に関する研修会を開催します。

(イ) 職員の人材育成

事業運営のノウハウ取得や現場体験等のため、施設間での人材交流等により職員の育成を図ります。

※ 1 （公社）全国公立文化施設協会

全国の公立文化施設の連絡、連携のもとに、地域文化振興を図り、我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とした組織で、情報収集提供事業、各種研修事業（人材育成）、各種調査研究事業、保険事業、公立文化施設支援事業、文化庁委託事業など、様々な公立文化施設にとって有益な事業を展開しています。組織構成として、3つの専門委員会（経営環境部会、事業環境部会、特別部会）と全国ブロックごとに7つの支部があり、その支部ごとに支部委員会が設けられています。

〔中四国支部〕 県民文化会館が鳥取県の代表館として支部委員に就任しています。

（併せて、令和2年2月から副会長に就任）

※参考：加盟施設 1,317 施設（令和6年3月現在）、中四国支部 173 施設（令和6年3月現在）

※ 2 鳥取県文化施設協議会

県内の文化施設が相互の情報交換、研究等を協力して実施することにより、その機能を十分に発揮し、地方文化の振興、発展に寄与することを目的とした組織で、各種調査、研修を展開している組織で、現在13施設が加盟しており、定例総会及び職員セミナーを年1回、人材交流事業を年3回開催しています。その他、適宜情報交換も行います。

〔事務局館〕 本協議会の設立（平成8年5月）から現在まで、事務局館として牽引してきました。上記のほか、改修時期に入っている県内各施設の舞台技術担当者間においては、技術動向の情報の共有化等を図るため、改修実施現場の視察等の情報交換による人的ネットワークの拡大も図っています。

(8) 文化芸術情報の発信に関する取組

加速するインターネット系の広報を積極的に活用し、従来からの新聞広告、ラジオ、テレビ、フリーペーパーなどのメディアミックスでの情報発信をさらに強化し、事業の情報発信を高めます。

事業の特性によるメディアの使い分けや、地域との協働による新しい関係性の構築を図りながら発信に努めます。

さらに、チラシを中心とした紙媒体は、環境に配慮した適正な枚数を精査し、効率的に配布します。

ア 情報発信の取組

(ア) 広告

チラシ・パンフレット・リーフレット等印刷物の制作・配布等、広報を戦略的・効果的に展開して行くため明快なコンセプトに基づき行います。

(イ) 出版物・広報誌

県民への文化芸術に関する情報として、イベントインフォメーションの配布、など様々な手法を用いて組織的かつ戦略的な情報発信を行います。

(ウ) メディア

テレビ・新聞・雑誌等の媒体を介した情報発信とメディアミックスにより、幅広い広報を展開します。

(エ) イベント

誰もが自由に参加ができるプレイベントやアフターイベントの開催、またワークショップ等を通して広報を展開します。

(オ) ホームページ、SNSによる情報発信等

多方向からアクセスできる環境を整備していくため、ソーシャルメディアを有効活用し、財団が運用するホームページをはじめ、フェイスブックページやメールマガジン、動画投稿サイトなどを媒体として活用し、各種情報の広い周知を進めます。併せて、機能強化及びページの拡散、発信ツールの手法等の向上を目指します。

(カ) 館内等への掲示

公演ポスターの館内掲示及びラック等へのチラシの配架をはじめ、テレビモニターによる映像配信、館外や公演会場周辺における大型看板の設置を行うなど、視覚的にも分かりやすい情報発信を行います。



テレビモニターによる映像配信（総合受付カウンター）



公演ポスターの掲示



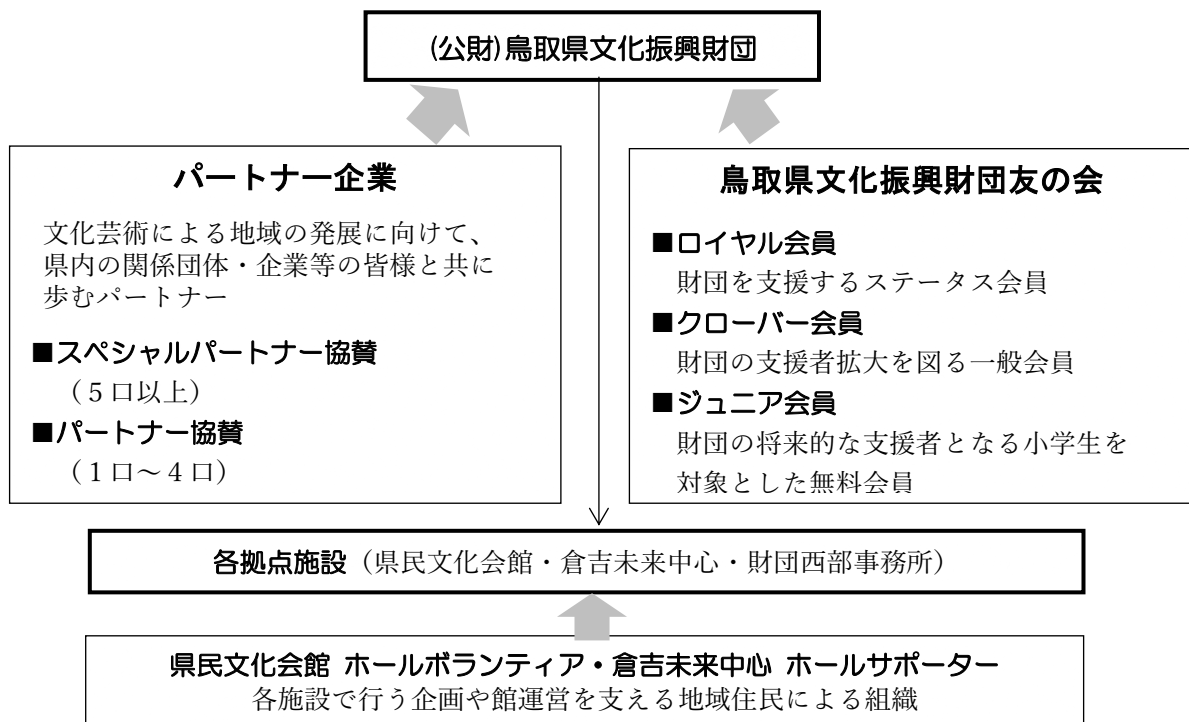
公演会場周辺の大型看板

(9) 文化芸術事業等継続に向けた助成金の活用等の取組

財団の各種事業実施には、財団を支援する方の存在と、財源の安定が必要不可欠です。事業の中・長期的な継続実施にとって不可欠であり、戦略的な中・長期計画のもとに推進していかなければなりません。財団支援者の拡充及び資金調達、事業存続にとって生命線であり、この財源の確保等を事業運営の重要な柱として位置づけ、国、公益法人、民間などからの多様な資金を積極的に活用します。

ア パートナー（支援者）制度の推進

鳥取県文化振興財団支援関係図



(ア) パートナー企業制度

文化芸術による地域の発展に向けて、県内関係団体・企業等の法人と協働し、鳥取県の文化芸術の振興を図るとともに、未来を担う人材への支援や文化芸術が内包する力を活用し、地域の活性化や地域課題の解決等の社会貢献を通じて、心豊かで活力のある地域の持続的発展へと繋がります。

また、メセナ活動を実践しようとする県内の関係団体・企業等の法人と共に「パートナーシップ」の理念に基づき、SDGsの視点を反映した文化芸術振興事業を協働して実践することにより、地域への社会貢献を果たしていきます。

加えて、独自財源確保と寄付文化の醸成を目指し、共に歩むパートナーの獲得を図ります。

文化芸術を通したパートナーシップ ～アートが人・地域をつなぐ～	
<p>いまこそ企業メセナ！</p> <p>文化芸術が生み出す力による 地域への社会貢献</p>	<p>SDGs</p> <p>SDGsの視点を反映した 「社会貢献」と「パートナーシップ」</p>
<p>文化芸術を生きる力に！</p> <p>すべての人に感動体験を！ 文化芸術の力で、心ゆたかに暮らすために ともに未来を創るパートナーとして</p>	<p>文化芸術を通したCSR活動</p> <p>企業活動×文化芸術の連携 地域に生まれる文化の芽</p>

区分	スペシャルパートナー協賛	パートナー協賛
口数	5口（500,000円）以上	1口（100,000円）～4口（400,000円）
特典	<ul style="list-style-type: none"> ・御芳名の掲載（特別パネル、財団広報媒体） ・文化芸術情報の提供 ・チケットの優先確保（財団指定主催公演） ・招待券の提供 ・企業紹介の掲出（デジタルサイネージ等） 	
期間	1年間（申込：前期4～9月、後期10～3月）	
協賛数	4社 20口	20社 20口

※協賛数は令和7年12月末現在

(イ) 友の会会員

友の会会員制度により、各種の事業を通して鳥取県の文化芸術の発展、次世代の育成等にご支援いただくことで財団と共に歩むパートナー、支援者層の拡大を図ります。併せて、会員の満足度を上げる取組を通じて、会員の皆様と当財団との繋がりを深め、会員増を図ります。

また、若年層が気軽に実演芸術を楽しむためのきっかけ作りとして財団主催事業の情報提供を行うとともに、参加を促すことで将来の文化芸術愛好者・実践者へ繋がります。

会員制度の目的や意義を改めて確認するとともに会員のニーズ調査・把握し、さらに充実した会員制度となるよう令和7年度にリニューアルを計画します。

区 分	ロイヤル会員	クローバー会員	ジュニア会員（小学生対象）
内 容	財団事業及び地域文化振興の理解者となるステータス会員として、先行販売、公演招待のほかにアーティストとの交流等の特典を設定。会員との関係性を深めて、財団を支えるパートナーへと繋げる。	より気軽に入会しやすい安価の階層で、チケットの先行販売やレストラン等協力店での割引サービスなどの特典を設定。年間を通じた幅広い層の継続的な鑑賞者・支援者へと繋げる。	小学生を対象とし、公演の招待などを通じて気軽に劇場に足を運んでもらう環境を作ることで、文化芸術に興味を持ってもらい、将来的な鑑賞者・支援者へと繋げる。
特 典	<ul style="list-style-type: none"> ・チケットの最速先行販売（予約） ・財団指定公演への特別招待 ・チケットキャンセルサービス ・アーティストとの交流企画 ・レストラン等協力店での優待 ・催し物案内の送付（毎月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・チケットの先行販売・予約 ・レストラン等協力店での優待 ・催し物案内の送付（毎月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイレクトメールの送付（年4回） ・スタンプラリーによる公演招待
会 費	12,000円	1,500円 (情報誌等の送付なしの場合 1,000円)	無料
期 間	1年間（入会月～翌年の入会月月末）		小学校卒業月末日まで
会員数	91名	571名	38名

※会員数は令和7年12月末現在

イ 公的資金および民間資金（助成金・補助金等）の獲得

自主事業においては、自主財源に加え助成金等の資金調達により、創造性やより高質な芸術性作品を制作・上演することが可能となります。そのため、実績を踏まえ更に積極的な活用を継続します。

なお、助成金等の活用を一定の事業実施目的とせず、職員の企画制作に関する向上心を高め、ひいてはその成果を広く地域に還元するとともに、文化芸術の振興により、創造性豊かな地域づくりの推進を図ることとします。

また、他県の組織とも連携し、単独では実施できず、経費削減など連携することにより初めて実施できる協働プログラムなども取り組む予定です。

併せて、企業との共催を推進し、経費の節減やマンパワーの負担減を図ります。

<活用を検討する以下機関が所管する助成等制度>

- 1 国（主に文化庁）
- 2 鳥取県
- 3 独立行政法人 日本芸術文化振興会
- 4 一般財団法人 地域創造
- 5 公益社団法人 全国公立文化施設協会
- 6 公益財団法人 日本財団
- 7 公益財団法人 笹川音楽財団
- 8 一般財団法人 自治総合センター
- 9 公益財団法人 ごうぎん文化振興財団
- 10 公益財団法人 エネルギー文化・スポーツ財団
- 11 公益財団法人 三井住友海上文化財団
- 12 公益財団法人 ニッセイ文化振興財団
- 13 公益財団法人 三菱UFJ信託地域文化財団
- 14 公益財団法人 明治安田クオリティオブライフ文化財団

ウ 社会情勢の変化による金利や物価の変動など、管理費及び事業費への圧迫を回避するための打開策

（財務リスクへの対応）

社会情勢の変化による金利や物価の変動などは、施設運営や事業運営に大きな圧迫を与えます。このリスクを回避するためには、省エネルギー・省資源化を日常的に行なうことはもとより、収入と支出のバランスをよく考察し、社会情勢や財団内外の環境の変化を絶えず把握しつつ、全体で極力損失がでな

い事業収支計画を立案するよう努めるとともに、状況によっては事業内容の見直しやコンパクト化も視野に入れて考えます。

また、長期的に収支が安定するよう、公的資金に加えて新たな資金源の獲得（企業からの資金提供や個人寄付金など）や長期的な資金ニーズを分析し、多様な資金源の幅を戦略的に広げます。

加えて、超低金利の現下、従来の基本財産の運用益（運用益の蓄財）によって、自主事業を行うのはもはや限界であることから、現状を踏まえた基本財産の取扱いについて、新たな仕組みを検討します。

2-2 管理の基準について

利用者の安心・安全を最優先とし、効率的で公平・公正な管理業務を行います。

また、利用者の方からいただくご意見・ご要望を貴重な財産ととらえて運営に活かし、文化活動を行うための拠点施設として、何度でも訪れたいと感じる魅力ある施設づくりに努めます。

(1) 開館時間の設定

開館時間は、現行どおり午前9時から午後10時までとします。ただし、利用者の利便を図るために、特に必要があると認めた場合は、利用時間の繰り上げや延長など、時間外利用に柔軟に対応します。なお、利用予約のない夜間は、節電対策のため閉館時間を早めます。

運用に当たっては、催事の内容や日程などを確認・検討し、効率的な作業日程の提案を行います。

会館の各入口は、午前8時30分に開錠し、入館できる体制とします。

利用時間は、感染症等の対応及び施設利用者の安心・安全確保のため、引き続き閉館時間の30分前の21時30分までとします。

また、利用当日の施設貸出し手続きは、利用者の利便性向上を図るため20分前からの受付とします。

(時間外利用の場合は除きます。)

併せて、インターネット予約(24時間受付)及び料金決済のさらなる定着を進め、利用者の利便性を図りながら、窓口及び電話による対応時間の変更を検討します。

(2) 休館日の設定

開館から32年目を迎える施設・設備を安全かつ適正に運営していくためには、定期的に全館を閉鎖して点検・保守・整備を行う必要があることから、休館日を以下のとおり設けます。ただし、利用者の方の利便を最大限に尊重するため、定期点検等の日程調整を可能な限り行い、臨時開館あるいは一部開館など柔軟に対応します。

ア 毎月

毎週月曜日(ただし、月曜日が国民の祝日等に当たる場合はその翌日の休日でない日)

※建設から31年が経過し、設備等の突発的な不具合の対応に加え、保守点検や修繕対応等を要する日が年々増加しています。利用者の安全性と快適性確保のため、比較的利用率の低い月曜日を保守点検や修繕対応等に充てます。

イ 年末年始

12月29日から1月3日まで

ウ 臨時開館

利用に当たっては、打合せの際に効率的な作業日程の提案を行ないませんが、次のように特別な事情がある場合は、臨機に対応し、臨時開館します。

- 「全国大会などの大規模な事業」で、「任意に日を選べない」かつ「他施設で実施することができない」明白な理由がある場合。
- 日程調整の結果、休館日に催事の準備、リハーサル、片付けを行わなければならない場合。

エ 臨時休館

施設・設備の点検・保守・整備等に関連して、利用者の安心・安全確保、及び施設の効率的な運営のために必要と判断される次の場合は、利用状況に応じて臨時休館、または開館時間を変更します。

- 会館の施設及び設備等の保守点検及び老朽化に伴う維持修繕等を行う場合。
- 県民の安全確保のために休館する必要があると鳥取県から要請があった場合。
- 台風・大雪・地震などの気象警報の発令、公共交通機関の運行停止等により、特に休館する必要があると認められる場合。

(3) 利用料金の設定

○ 利用料金については、利用者の要望と利用料収入とのバランスを踏まえ、各施設・設備ごとに設定します。(施設利用料には、冷暖房料を含むものとします。)

○ 会議室は、「新とっとり施設予約サービス」によるインターネット予約の開始に伴い、区分貸にします。

区分貸によって、インターバル時間を確実に確保することにより、無駄のない効率的な利用時間の提供と利用後の清掃・消毒作業を徹底し、安心して利用できる施設環境を提供します。

- 施設・設備・備品の更新等や利用者の要望を勘案し、必要に応じて新たな料金を設定します。別冊 2「施設等利用料金表」のとおり。

(4) 利用料金の減免設定

減免を受ける場合は、減免申請書を提出していただくこととし、次に該当すると認められる場合には施設の利用料金を減免します。また、県内の文化芸術活動を推進するため、梨花ホールの割引制度を継続します。

ただし、時間外（21:30～翌日 9:00）利用料及び延長（12:00～13:00、17:00～18:00）利用料は、減免対象としません。

ア 文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホール、イベントホール（展示室）を利用する場合

文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホール、イベントホール（展示室）を利用する場合は、施設利用料を 1/2（10 円未満切捨て）に減額します。

なお、文化芸術団体が専ら公演活動等の準備又は練習のために利用するときは、別冊 2「施設等利用料金表」1（1）ア、ウ、ケ、サで算出した料金の 1/2（10 円未満切捨て）に減額します。その場合、本番日から 1 か月前までの期間に行う練習等で 1 回に限るものとします。

文化芸術団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥取県文化団体連合会加盟団体又は各加盟団体の構成団体 ○ 鳥取県内で文化芸術活動歴があり、又は今後継続的な活動が見込まれる鳥取県内に本拠を置く団体 ○ 文化芸術公演を行うため、行政及び文化芸術活動者で組織された鳥取県内の実行委員会 ○ 定例的に文化芸術の鑑賞事業を行う、鳥取県内に本拠を置く団体
文化芸術活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営利を目的としないこと（非営利であっても過大な収益のあるものは不可とする） ○ 演奏会、公演、鑑賞会等名称、形態を問わないが、文化芸術の振興を目的として地域住民に対して幅広く参加、鑑賞の機会を提供するものであること ○ 演奏会、公演、鑑賞会の直前（本番日に連続した日）に行う練習・リハーサル、準備も対象とする

イ 文化芸術活動に練習室、リハーサル室を利用する場合

利用者の方の文化芸術活動を支援するため、予約の入っていない施設を安価に利用していただけるよう、利用予定日の 1 月前を経過後に利用申込みがあった場合に限り、施設利用料を 1/2（10 円未満切捨て）に減額します。

ウ 障がい者、要介護者、難病患者が利用される場合（営利目的の利用の場合を除く）

身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他次の（ア）～（ウ）の基準に該当する心身に障がい（障害）を有する者、又は介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「障がい者等」という。）の社会参加を促進する目的で利用するとき、かつその利用が営利目的でない場合は、【減免一覧】のとおり減免します。

- 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者。
- 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 48 条第 3 号に定める自閉性を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者。
- 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和 53 年 10 月 6 日付文初特第 309 号文部省初等中等教育局長通達）の第 1 の 8 に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者。（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がい（障害）を有する者）

エ 県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合

県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合には、本番のほか本番日以外に行う準備・リハーサル（原則として本番前日から 1 か月前までの期間に行うもの

で、1回に限る。)のために利用する施設及び設備に係る利用料を全額免除します。

(ただし、延長料金、及び時間外料金、当日の利用時間変更に伴う延長料金は除く。)

対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、幼稚園 ○ 専修学校 ○ 指定技能教育施設（技能教育を受けている生徒に限る。） ○ 保育所 ○ 教育関係団体 （中学校・高等学校文化連盟、私立幼稚園協会、書写書道教育研究会等） 										
対象行事	<p>対象団体に属する幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事で、次の要件をすべて満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象団体が主催するもの ○ 対象団体の代表者（学校長等）が利用の申込及び利用料金の減免申請を行うもの ○ 学年若しくは学科又は部活動の部単位以上の規模で行うもの ○ 実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないもの ○ 鑑賞、視聴を目的とするものでないこと ○ 学生等が文化芸術活動を実践する（出演者、制作者等として参加する。）もの又は学校（大学を除く。）における文化部活動のうち文化芸術を目的とするもので、次に該当するもの（対象行事に参加するための個人練習及び日々の部活動を除く） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">芸 術</td> <td>音楽、演劇、舞踊、美術、写真、文学</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メディア芸術</td> <td>映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他電子機器等を利用した芸術</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">伝統芸能</td> <td>雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の芸能</td> <td>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生活文化国民娯楽</td> <td>茶道、華道、書道、囲碁、将棋</td> </tr> </table>	芸 術	音楽、演劇、舞踊、美術、写真、文学	メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他電子機器等を利用した芸術	伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能	その他の芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能	生活文化国民娯楽	茶道、華道、書道、囲碁、将棋
芸 術	音楽、演劇、舞踊、美術、写真、文学										
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他電子機器等を利用した芸術										
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能										
その他の芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能										
生活文化国民娯楽	茶道、華道、書道、囲碁、将棋										

オ 会館の愛称に係る施設命名権（ネーミングライツ）を取得した企業が各施設を利用する場合

会館の施設命名権（ネーミングライツ）を取得した企業が、会館を利用する場合には、全ての施設の利用料を1/2（10円未満切捨て）に減額します。

<減免一覧>

対象者・利用目的		減免対象施設	減免額
県内の文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホールを利用する場合		梨花ホール 小ホール イベントホール (展示室)	施設利用料通常料金の1/2免除
文化活動にリハーサル室、練習室を利用する場合（利用日の1か月前を経過してからの予約受け付けに限る。）		リハーサル室 練習室1・2・3・4	施設利用料通常料金の1/2免除
障がい者、要介護者、難病患者等の社会参加目的で利用する場合	障がい者及びその介護者が利用者の1/2未満のとき	すべての施設	施設利用料通常料金の1/2免除
	障がい者及びその介護者が利用者の1/2以上のとき		施設利用料全額免除
	利用者が特定されていない場合		
県内の学校等対象団体に属する児童、生徒または学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合		すべての施設	施設及び設備利用料全額免除
会館の愛称に係る施設命名権（ネーミングライツ）を取得した企業が各施設を利用する場合		すべての施設	施設利用料通常料金の1/2免除

※別冊2「施設等利用料金表」の料金から、上記のとおり減免します。

カ ホール、イベントホール（展示室）の練習又は準備のための利用

ホール又はイベントホール（展示室）を練習又は準備のために利用する場合は、施設利用料をホールについては、平日の無料区分の1/2に、イベントホール（展示室）については非営利料金の1/2に減額します。

キ ホール利用割引制度

- 梨花ホール客席を1階席のみの利用とされる場合は、所定の本番料金を4/5（80%）料金を減額します。
 - 梨花ホールの4月と5月の夜間を除く午前・午後区分の利用について、ベーゼンドルファーピアノ又はスタインウェイピアノの練習目的で、舞台上のみ利用される場合は、利用料金を準備練習料金の1/2に減額します。
- なお、予約受付期間は利用日の4か月前を経過後7日前までとします。

（5）個人情報の保護への対応

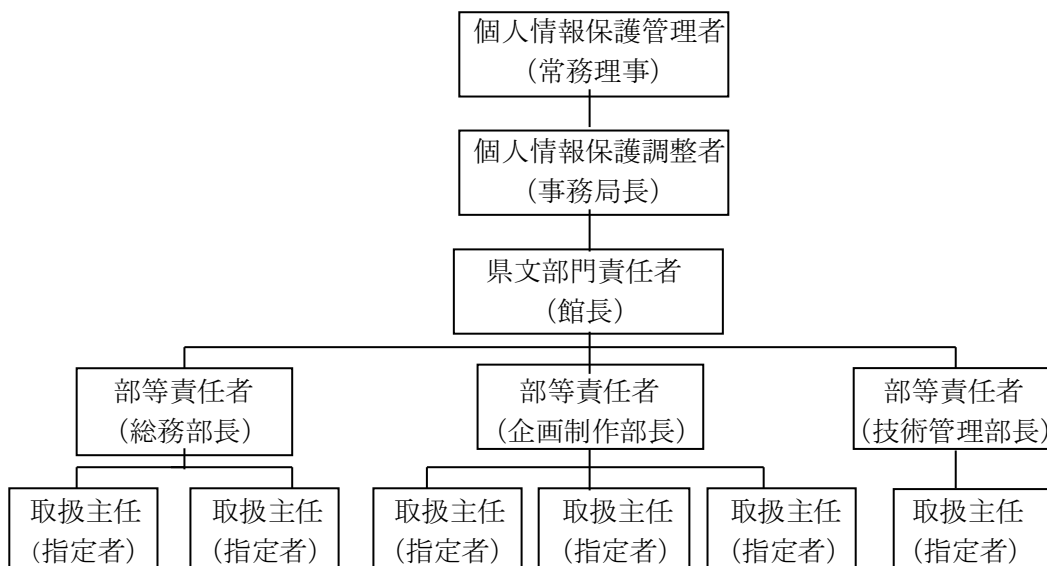
ア 管理体制及び規程の整備等

財団では、保有する情報資産のセキュリティ対策を強化し、ネット環境を含む情報のセキュリティポリシーの明確化を図っています。

鳥取県個人情報保護条例の趣旨に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保のため、「個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程実施要領」を制定し、下記の管理体制を整備するとともに、特定個人情報（マイナンバー）についても、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱規程」を定めています。

また、外部からの不正アクセスの防御、情報漏洩等の防止等の統合的な対策として、UTM機器（ファイアウォール機能をベースに、アンチウィルス、不正侵入防御等の複数のセキュリティ機能が統合された機器）の設置、財団友の会会員情報の適正管理のための「友の会会員管理及びチケット販売システム」の導入など、適宜改善を図りながら、財団の「情報管理ネットワーク」を構築しています。

このほか施設利用者などの顧客情報をはじめ、さまざまな個人情報を保有していますが、情報保護の重要性を認識し、継続的な研修会の開催をはじめとする職員のコンプライアンス意識の徹底、啓発を推進し、適正な取扱いを行っています。



※管理体制（館該当部分抜粋）

- 「部門責任者」は、各部門における個人情報に関する事務を統括するとともに、個人情報の適切な取扱い等に必要な措置を講ずる。
- 「部等責任者」は、部門責任者の命を受けて、当該部門責任者の事務を補佐する。
- 「取扱主任」は、当該部門における個人情報の管理の記録等事務を担当するとともに、四半期毎に情報内容のチェックを行い、各部等責任者に報告する。

※苦情処理体制（館該当部分抜粋）

○ 各館が管理する個人情報に対する苦情相談は、総務部長がこれに当たる。

※決裁権限（館該当部分抜粋）

- 開示等請求への対応は、原則として館長の専決事項とする。ただし、非開示決定等請求どおりの対応を行わないときは、常務理事の専決事項とする。
- 苦情申出への対応は、原則として館長の専決事項とする。ただし、重要な案件については、常務理事の専決事項とする。
- 取扱主任は、館長が指定するものとする。
- その他の事務処理について、重要なものは常務理事の専決事項とし、軽微なものは館長の専決事項とする。

イ 公表、閲覧体制

個人情報保護規程、実施要領等については、財団ホームページに掲載し、広く県民に公表しており、開示請求などの具体的な手続方法も明確にしています。

また、規程に基づき、財団又は会館が取り扱っている個人情報は「個人情報取扱事務登録簿」として、閲覧の希望があれば対応できるよう事務所に備え付けています。

（6）情報の公開への対応

ア 情報開示及び閲覧体制

当財団は、鳥取県情報公開条例の実施機関であり、その規定に基づく情報の開示請求等に対応する体制を整えています。

また、公益財団法人として、計算書類等の関係法令に基づく書類を作成し、財団ホームページに掲載するとともに、常時、事務所に備え置き、一般の閲覧に供する体制も整えており、継続して当財団の説明責任を果たします。

イ 施設・設備情報、利用手続、利用者の声等の公表

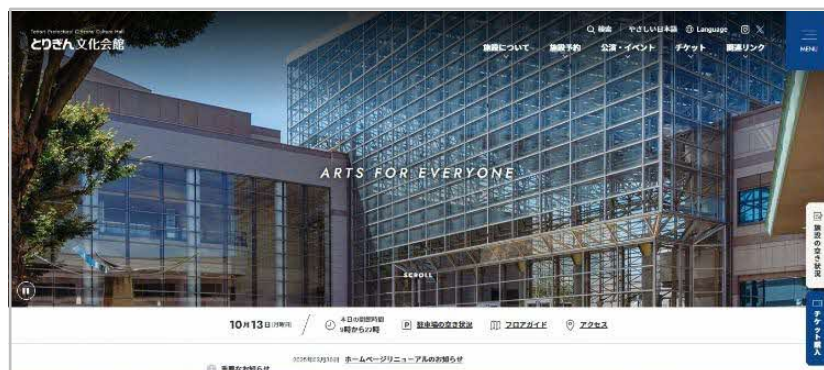
令和6年度に施設の公式ホームページ及び施設案内パンフレットを全面リニューアルしました。新たなデザインとコンテンツにより、施設の魅力を視覚的に訴求し、利用促進に繋がる展開にも取り組んでいます。

また、ホームページは各種端末に対応し「施設や設備に関する情報」「施設利用の流れ」「空き情報照会」「各種データのダウンロード」「よくある質問」など、必要な情報を迅速かつ容易に取得できる構成へと改良しました。

また、当館の施設管理等に対する県民、利用者の皆様のご意見は、電話・メール・アンケート等でお受けし、随時改善できるものは改善し、いただいたご意見と対応状況については、会館ホームページの「利用者の声」コーナー及び館内掲示版で公表しています。



【新】施設パンフレット



【新】公式ホームページ



メッセージボックス

2-3 施設設備の維持管理業務について

(1) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応

会館には、消防用設備、昇降機設備といった利用者の皆様の身体・生命・財産の安全に関わるものばかりでなく、舞台機構・照明・音響設備など、大規模な設備から比較的小規模な設備に至るまで、多種多様な設備が数多くあります。

このため、施設設備の適切な維持管理は施設の管理者の重要な使命と考えており、次の点に留意しながら適切な維持管理を行います。

ア 職員の危機管理意識の徹底

全職員が施設設備の不具合が重大な事故や火災等の発生など重大な事態につながりかねないとの認識を持ち、些細な異常も見逃さない姿勢を保持するため、定期的な自主点検・実地訓練のほか、危機管理意識の醸成のため各種研修への積極的参加を図り、事故等の未然防止と危機管理意識の徹底を図っています。

イ 適切な保守点検の実施

設備の老朽化、機能水準の維持状況等の点検を行うためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性を持った専門業者による保守点検が必要不可欠であり、外部委託により適切・適法な保守点検を実施します。

ウ 利用者への適切な使用方法の案内

施設設備の長期安定使用のためには、実際に使用される利用者のご協力も不可欠です。従って、事前の打合せや準備の際に、使用方法、機能、材質などその適切な使用のための必要な説明を十分に行い、イベントの準備、開催中のトラブルがないよう利用者の方にご理解、ご協力を求めます。

エ 効果的・効率的な改修・修繕の検討・実施

施設・設備の維持管理は、保守点検、設備・建築物の法令点検及び運転監視業務委託者による日常点検により故障等の早期発見、予防保全に努めるとともに、不具合については、利用者の皆様への影響度、緊急性、費用対効果など様々な視点で、最も効果的、効率的な対策を検討し、致命的な故障が発生しないよう日常点検において少しの変化でも見逃さず、軽微なものについては施設管理者において速やかに修繕を実施し、専門家の意見、倉吉未来中心との2館による情報共有（不具合・改善事例）、鳥取県文化施設協議会に関する情報共有を行い施設保全・整備を実施します。

また、会館は平成5年10月の開館から32年目を迎えており、施設・設備の経年劣化による進行状況を把握しながら、鳥取県公共施設等総合管理計画、中長期保全計画に基づき利用者の安全確保を優先し、建物・設備を長寿命化させてゆくため、予防保全を基本とした日常点検、修繕（直営又は2次委託）を計画します。

<長寿命化を促進する具体的な取組>

- ・建物の劣化を促進する屋根防水対策や屋外床タイルや屋内床シート類の自主点検を行い不具合箇所へコーキングやシート接着等の補修
- ・台風等による植栽倒木の恐れがないよう敷地内を総点検し、必要に応じて伐採を検討
- ・敷地内看板類の総点検・溶接・塗装
- ・館内各建具ドアクローザ交換
- ・屋外各分電盤の防錆塗装

なお、効果的、効率的な改修・修繕を推進するため次のステップにより第5期指定管理期間における中長期計画の取組を年度毎に推進します。

Step1

整備・改修の体制構築

- ・2館による連携・共有
- ・資格取得、研修参加
- ・鳥取県営繕課との連携
- ・他県施設からの情報収集

Step2

課題の抽出

- ・現状把握・調査
- ・整備・改修の方針
(直営・2次委託・県要望)
- ・コスト比較

Step3

修繕実施、改修提案

- ・直営・委託修繕の実施
- ・改修計画の提案
- ・バリアフリー等の提案
- ・新技術の提案(デジタル化等)

(2) 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等の業務遂行にあたっての基本的な考え方

ア 施設設備の保守点検等

開館から32年が経過し、施設設備の経年劣化に伴う不具合が増加しつつある状況のもと、適切な維持管理を行う上で、今後、保守点検の重要性は更に高まっていくものと認識しています。

このことを念頭に具体的には次に掲げる観点に沿って業務を遂行します。

(ア) 専門業者への外部委託

各設備を適切に維持管理していくためには、関係法令の遵守と高度な専門技術が必要であり、それぞれの設備分野において、専門的知識・技能を有する専門業者への委託により保守点検を実施します。

特に清掃については、感染症拡大防止のため利用状況に合わせた柔軟・迅速な清掃対応を実施します。

(イ) 適切な保守点検内容の設定

会館に設置されている設備は、消防法、ビル管理法、建築基準法など各種の法令等で点検回数や点検方法(内容)が定められているものが多数を占めます。それ以外についても国土交通省営繕部監修の「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務共通仕様書」等に基づき、適切な維持管理水準を保持できるよう、点検回数や点検方法(内容)を定めております。

また、これまでの保守点検の実績や経験、受託業者からの提案などにより、より効果的・効率的な実施に向けて、仕様書の見直しを行い、一部業務を除いて複数年契約を締結しています。

令和6年度からの5年間は、同様に効果的・効率的な実施に向けて、長期的、安定的に適切な業者を選定し、5か年契約を締結して保守点検を行います。

(ウ) 受託業者への適切指導

- 保守点検を含めた維持管理業務を安定的かつ適切に運用していくためには、当該業務に従事する会館職員と受託業者間の意思疎通が重要です。職員の資格取得によるレベルアップを図るとともに業務に対する取組姿勢や価値観の共有化を図るため、打合せや協議・指導を随時実施します。
- 受託業者には常に提案型思考の取組対応を求め、日々の業務遂行の積み重ねの中から得た経験や技術革新に係る情報提供等により、最新の点検方法や点検機器の導入など、全体の技術レベルと遂行能力の向上を図り、ひいては当該業務の効果的・効率的な遂行を目指します。

(エ) 利用への影響を最小限に

各設備の保守点検時には、多くの場合、施設の利用を停止することとなります。このため保守点検は、基本的に休館日に実施することとし、複数日に及ぶ場合も休館日や県が発注する営繕工事等に合わせることで、利用者への影響が最小限となるよう受託業者と調整しながらサービス水準の維持しながら効率化を図ります。

イ 清掃業務

清掃業務は、直接、利用者の皆様の目に触れ、会館に対するイメージを形成するものであり、建物の美観維持、建材の劣化防止、清潔で快適な空間を提供することは、県民の皆様にも愛される会館とするためにも非常に重要です。

特に感染症拡大対策として人が触れる機会が多いドアノブ、手摺、エレベーター釦等は、定期的なアルコール消毒を実施します。

このため、専門的な知識・技能を有する専門業者への委託により実施しますが、大規模な施設であり、場所により利用形態・頻度も大きく異なることから、必要に応じて日常清掃、定期清掃等に振り分けて実施します。

また、フリースペースや共用廊下等の集塵清掃は、自動走行式のロボット掃除機の導入による効率化を実施し、会議棟についてもロボット掃除機の導入を実施します。

このほか、会館の外部周辺の落ち葉、ゴミ清掃等を目的とした外部清掃(月2回程度)を障がい者の経済的自立及び就労機会の確保の観点から、障がい者就労施設への委託により実施します。

ウ 警備業務

警備業務は、利用者の皆様の身体・生命・財産の保護及び事故等の発生の警戒・予防並びに会館内に設置されている県有財産等の盗難、滅失防止等のため非常に重要な業務です。このため次の点に配慮し、専門的知識・技能を有し、かつ警備機器を取り扱っている専門業者への委託により遂行します。

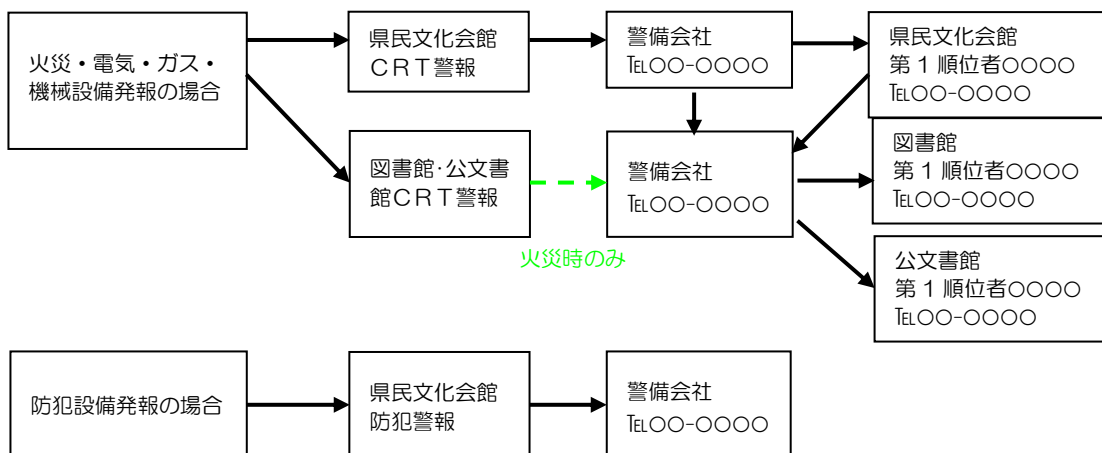
(ア) 開館時と休館（閉館）時の警備体制

開館日の開館時間とその前後の時間（7:30～22:30）については、警備員（1名）による「常駐警備」、また、開館日の常駐警備時間外（22:30～翌日 7:30）及び休館日については、会館設置の警報機器と受託業者の監視センサーによる「機械警備」により、効率的な体制で対応します。

(イ) 警備内容

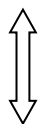
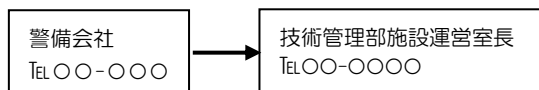
- 「常駐警備」は、出入口の管理、不審な入館者発見時の対応、閉館時間における火気の確認、戸締り、居残り者の有無確認、会館内外の巡回、駐車場・駐輪場の整理等を主な内容とします。
- 「機械警備」は、会館内のガス漏れ警報、設備異常、火災発生、防犯警報を受託業者の監視センターの警報受信装置において監視し、異常感知時には受託業者の緊急要員が現場に急行の上、状況確認と事態の拡大防止の措置を講じるとともに、消防署、警察署、会館緊急連絡者への速やかな通報等を行うことを主な内容とします。

◎夜間緊急時連絡網 22:30～翌7:30・休館日



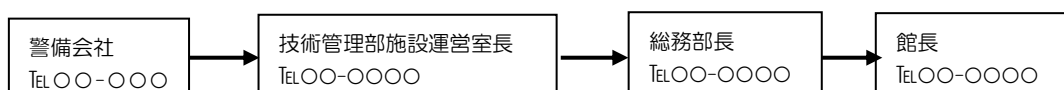
◎夜間の館内連絡網 22:30～翌7:30・休館日

● 本火災・侵入者がいない場合



上記連絡先に加え、下記にも連絡する。（会館施設運営室から電話）

● 本火災・侵入者がある場合



エ 駐車場管理業務

- ゲートバー方式による入出庫の管理と警備員による駐車場内巡回を行い、駐車中の盗難事故等の防止に努め、適切な駐車場管理を行います。
また、駐車場で事故、周辺道路の渋滞等を起こさないようにするため、ホール利用者等の協力を得て、十分な打ち合わせを行い、誘導員の配置等を促します。
- 駐車場における冬季の積雪時には、適宜、除雪を行いますが、対象面積が広いため、除雪機械を有する専門業者への委託により実施します。
また、会館周辺の歩道等については、職員が小型除雪機及び人力により除雪作業を実施し、歩行通路の確保、点字誘導ブロックの使用に支障のないよう努めます。
- 駐車場管理及び施設利用のスマート化（チケットレスシステムの早期導入）
駐車場利用者から寄せられる多数の苦情や施設利用手続の煩雑状況などを解決するため、DX・デジタル化を最大限活用するなどして早急に改善したいと考えます。

具体的には、まず、県民文化会館について、

- ①新たな技術（カメラ及びクラウドによる車両ナンバー認識・管理）によるチケットレス駐車場監視システム（以下、チケットレスシステム）導入等と併せ、利用者・県民の理解を得られる適切な料金体系（利用者の無償対応、目的外長期駐車の抑止）の設定
 - ②このシステムの導入に併せた警備業務に係る館内警備の重点化
 - ③利用施設（会議室・練習室）のスマートロックシステムの導入
- に取り組み、当財団として、会館利用者の安全確保及び利便性確保を第一優先とした適切な管理・運営に努めたいと考えていますので、ご理解とご支援をお願いいたします。

オ 植栽管理業務

- 会館敷地内における立木、芝生等を常に良好な状態に保ち、また、美観の維持のため、樹木（高・中・低木）剪定、病害虫の発生防止等を専門的な知識・技術を有する専門業者への委託により遂行します。
- 全国的に倒木等による事故の発生が伝えられており、受託業者と連携して類似事故の発生の防止に努めます。

（3）維持管理業務に係る経費積算の考え方

維持管理業務に係る設計金額については、従来から県庁舎の施設管理担当部署と営繕担当部局の指導を受けながら、適正な歩掛りや単価の設定に努めてきたところです。

各業務の歩掛りや直接物品費、業務管理費及び一般管理費といった諸経費率の設定は、国土交通省営繕部監修の「建築保全業務積算基準」を基本としています。当該基準に該当する歩掛り等が無い業務については、鳥取県の「労務単価表」や市販の「建設物価」の単価の採用のほか、必要に応じて市場単価の調査、専門業者から徴取した見積価格に歩掛りを勘案した単価を設定します。

このような考え方を基本として設計金額の積算を行っていきますが、受託業者の業務実態を定期的に調査し、必要人員数、個別単価などが、過剰或いは不足とならないよう経費縮減とともに適正な積算に努めていきます。

また、財団が県民文化会館と倉吉未来中心の管理運営を一体的に行うことにより、各種維持管理業務の同一業務について、2館で一括発注することによるスケールメリットが可能となり、両館の経費縮減及び規格統一化された業務管理の運用を図ります。

（4）外部委託する業務内容とその考え方

各業務の再委託にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内需要の拡大、県内業者の活用に努めることを基本とします。なお、やむを得ず県外業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議することとします。

ア 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等

各設備の適切な維持管理のためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性が必要であり、それぞれの設備分野において、専門的知識・技能を有する専門業者への委託により保守点検を実施します。

清掃、警備、植栽管理、除雪作業の各業務においても、専門的な技術、特殊機器等が必要であり、同様に専門業者への委託により実施します。

イ 飲食等施設の運営

飲食等施設の運営については、県民文化会館施設運営管理事業の基本コンセプトに沿った運営や事業者と3館（県民文化会館、図書館、公文書館）の連携・協力による事業内容等、利用者により良いものとなる提示をした業者に運営を令和2年度より委託しており、絵本の読み聞かせコンサートやスイーツコンサートの開催による賑わい創出と地域コミュニティの場を提供します。

また、食材等については、県内製品の活用を促しています。

なお、サービス向上、利用促進やスタッフの接客意識を高めるため、定期ミーティングによる新たなメニューの提案や定期研修による接客スキルの向上を図ります。



Art Place SUNABA COFFEE

ウ 電力の調達

電力の調達については、県内事業者への発注機会の増大の観点と、予定価格が160万円超であることから、県内の一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした制限付き一般競争入札の方法により事業者を決定し、契約を締結します。

エ その他の業務

上記の他、以下の業務についても必要に応じて外部委託を実施します。

- 施設設備の営繕・修繕・管理に関する業務
- 管理運営事務の遂行に関する業務
- 文化芸術事業の実施に関する業務

(5) 委託先選定方法

ア 選定方針

当館の特殊性を理解しノウハウを有している者と受注意欲のある新たな者を、業務の内容を勘案し適切な選定方法での各設備の特性や業務内容に応じて次のような必要条件を吟味し、適切な業者への発注に努めていきます。

- 不具合発生等緊急時に迅速な対応が行えるよう、市内に本店又は営業所を有すること。
- 不具合発生時に緊急修繕等が行えるよう、単なる点検技能だけでなく修繕・部品調達能力も兼ね備えていること。
- 会館の設備規模に見合った保守点検が安定的に行える組織・人員体制を備えていること。
- 有資格者が求められる保守点検においては、県民文化会館の設備規模に見合った保守点検が安定的に行える有資格者を保持していること。
- 清掃の品質については、感染症対策の他、美観維持、衛生確保について一定の性能を備えること。

イ 選定方法

当財団は、県出資の公益財団法人であるため、外部委託する際の発注・選定方法は、鳥取県会計規則などの県の規程に準じて行っています。

従って、原則競争入札により選定していますが、少額なものや特殊な設備で施工業者しか保守できないものについては、例外的に随意契約により行っています。

今後も、基本的には従来の方法により選定していきますが、指定管理者制度においては民間手法の活用も期待される場所であり、特に清掃業務については、利用者の安全・安心を担保するため、委託料のみならず技術能力も含め、出資者である県と協議しながら、効率的かつ効果的な選定方法を検討します。

(6) 委託、工事請負の発注

ア 再委託の発注

上記の選定方針・選定方法を踏まえ、再委託については、専門的知識・技能、特殊機器等が必要な次の業務において、専門業者への委託により保守点検を実施します。

また、専門人材の確保による安全・安心な施設運営を推進するために契約期間を複数年とし、番号3：冷温水発生機設備保守点検業務、番号5：昇降機設備保守点検業務、番号12：ベーゼンドルファーピアノ保守点検業務、番号20：館内ネットワークソフトウェア保守点検業務については、倉吉未来中心との

一括発注により、効率的かつ経費の節減を図ります。

番号	内容（業務名）	期間	金額（概算）	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある理由
1	事業用電気工作物保守点検業務	5年		県外	随意契約	県内に対応可能な業者がないため（全館停電日1日で作業を完了させるための人員が必要）
2	消防用設備保守点検業務（消防用設備、直流電源装置設備、非常用予備発電設備を一括発注）	5年		県内	制限付一般競争	
3	冷温水発生機設備保守点検業務（2館一括発注）	5年		県内	〃	
4	運転監視業務（運転監視、空調設備、自動制御設備、ばい煙濃度測定分析を一括発注）	5年		県内	〃	
5	昇降機設備保守点検業務（2館一括発注）	5年		県内	〃	
6	自動扉・排煙設備保守点検業務	5年		県内	随意契約	
7	情報・通信設備保守点検業務	5年		県内	制限付一般競争	
8	移動式展示パネル保守点検業務	5年		県内	〃	
9	舞台機構設備保守点検業務	5年		県外	〃	県内に対応可能な業者がないため
10	舞台音響設備保守点検業務	5年		県外	〃	県内に対応可能な業者がないため
11	舞台照明設備保守点検業務	5年		県外	〃	県内に対応可能な業者がないため
12	ピアノ（ベーゼンドルファー）保守点検業務（2館一括発注）	5年		県外	〃	県内に対応可能な業者がないため
13	ピアノ（スタインウェイ）保守点検業務	5年		県内	〃	
14	ピアノ（ヤマハ）保守点検業務	5年		県内	〃	
15	清掃業務（日常・特別清掃）	5年		県内	制限付一般競争	
16	建築物環境衛生管理業務（建築物環境衛生管理、雑排水・污水管洗浄を一括発注）	5年		県内	〃	
17	植栽管理業務	5年		県内	〃	
18	警備業務（防犯設備保守点検業務を含む）	5年		県内	〃	
19	電動式移動観覧席保守点検業務	単年		県内	随意契約	
20	館内ネットワークソフトウェア保守点検業務（2館一括発注）	単年		県内	〃	
21	舞台技術業務（舞台、音響、照明）	単年（単価）		県内	〃	
22	駐車場除雪業務（一定量積雪時）	単年（単価）		県内	〃	
23	建築物（設備）定期点検業務	単年		県内	〃	
24	文化芸術事業 業務委託関係	必要期間		県外	〃	業務内容の性質から県内に契約権利、技術等を持つ者がいない場合

イ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

会館敷地内の外部清掃（落ち葉収集、除草等）の作業については、障がい者の経済的自立支援と就労機会の確保の観点から障がい者就労支援施設等へ委託します。

番号	内容（業務名）	期間	金額（概算）	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある理由
1	外部清掃業務 （障がい者就労施設等）	単年 （単価）		県内	随意契約	

（7）省エネルギー・省資源への取組

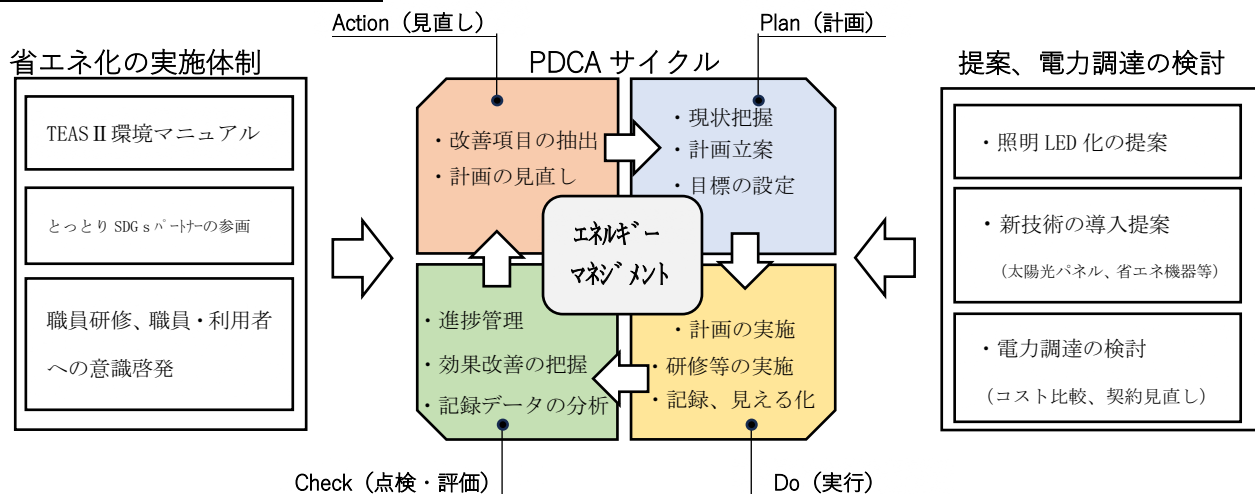
省エネルギー・省資源を実行するため、「環境管理マニュアル」を策定し、鳥取県版環境管理システム（TEAS II）の認証登録がされています。

この活動を中心としながら、省エネルギー・省資源のP・D・C・Aサイクルを基本に、職員自らの環境意識の向上、実行とともに、来館者の方々への節水や空調設定温度のご協力、ご理解を得ながら取り組みます。

特に光熱費高騰による運営への影響を出来るだけ軽減するため、照明消灯や空調運転・停止については、利用者への影響がない範囲において各部署の連携を深め積極的に省エネルギー化を推進するとともに、照明LED化等による消費電力削減が見込まれるため、契約電力の変更も視野に入れ、新技術の導入提案（屋上屋根に太陽光パネル設置、省エネ機器等）による経費節減を図ります。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を反映した持続可能な施設運営を行うものとし、鳥取県が取り組む「とっとりSDGsパートナー」への参画により、省エネルギーをはじめとした環境問題等に対し発展的に取り組みます。

省エネルギー化の取組イメージ



《主な取組》

ア 電力デマンド（最大需要電力）の制御による最大電力の抑制

○ 電力デマンドは、夏季・冬季に全館を利用するようなイベント集中時となります。空調設備は、催事内容を把握したうえで、利用者への空気環境を十分維持しながら、予冷・予熱を上手く活用し、運用におけるデマンド手動制御（不要機器の一時停止等）により最大需要電力1,154kw以下の運用を継続し、経費縮減と省エネルギー化に取り組みます。

イ 施設利用者及び来館者の環境意識啓発

- 利用施設における冷暖房温の設定温度（夏季：28℃、冬季：21℃）
- トイレの節水協力（流水擬音装置の設置）
- クールシェアスポットとしてのオープンスペース利用
- 駐車場内のアイドリングストップ啓発看板設置

ウ 敷地周辺の清掃を通じた環境意識啓発活動

- 毎月1回、敷地周辺の清掃活動及び、隣接する国道（歩道）の美化活動「国土交通省ボランティア・ロード活動」の実施（秋・冬季は、植栽の落葉収集、除雪作業のため必要に応じて回数増）

エ 電力使用量削減によるCO₂排出量削減目標の設定、温室効果ガス削減の取組

- 施設利用の拡大による1人あたりのCO₂排出抑制
- 環境省および鳥取県が推進する「ライトダウンキャンペーン」へ参加するとともに、キャンペーンに連動した会館事業を通じて広く県民に呼びかけ
- 一般照明・舞台照明器具のLED化を推進
- 会議棟2階通路の壁面上部間接照明の回路を変更し、必要に応じた点灯運用（1年当たり87千円縮減）
- 梨花ホール棟の照明リモコンの設定を細分化（1～3階客席ホワイエ）し、必要箇所のみ点灯運用
- 水漏れ箇所の点検・修理（スプリンクラー配管、ボールタップ、蛇口等）及び植栽灌水量の適切化を図り、揚水ポンプの不要な運転を防止
- 冷温水発生機（空調）温度設定1℃緩和の調査・設定変更
- コピー機等の節電モード設定、退館時のパソコンのコンセント抜き
- 自動販売機設置基準として、省エネ機能（ヒートポンプ式、LED照明等）を設定

オ 廃棄物の排出量の抑制、リサイクル・リユースの取組

- シュレッダーくずを希望者へ提供し、資源を有効活用（牛舎への敷料等）
- ペットボトルキャップを回収し、再資源化
- 詰替商品、リサイクル商品を優先して購入

カ 職員の環境意識の向上のための環境研修等の実施

- 年1回、全職員を対象に実施
- 定期的に光熱エネルギー使用量とコストを公開するメールを配信（見える化）
- 舞台職員と協力し、ホールの利用状況（準備、リハーサル、本番、撤収）を共有し、適切な空調運転・停止を実施。（1年当たり188千円縮減）
- 施設利用職員と協力し、会議室、練習室の催事終了後において、共用部分の照明及び空調の停止。（1年当たり89千円縮減）

2-4 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等について

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

ア 『消防計画』の作成

会館における火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の拡大防止を図るため、会館の防火管理に関し必要な事項を定めた『消防計画』を法令に基づき作成しています。

※防火管理者 ⇒ 1名配置 その他、防火管理者講習修了者3名を配置しています。

イ 消防避難訓練の実施

「消防計画」に基づき、避難誘導、初期消火、館内放送、シューター脱出等の防災訓練を定期的に行うなど職員の意識啓発と非常時の対応について徹底し、災害予防に努めています。

各職員に行動内容を反復する訓練形式のほか、臨機応変の対応を視点にし、個々の総合的な能力を高めるため、最低限のシナリオとし、出勤者の上席者が指揮命令を行うことや、所属外の班の役目を担うことなど、少数人員を想定した訓練も行っています。

また、消防署、関係機関等との共同による救助訓練、地震訓練（J-ALERT）、地震避難訓練等も実施し、より実践的な消防・防災体制を組織します。

※消防訓練は年2回実施することとしており、うち1回は3館（県民文化会館、図書館、公文書館）の合同訓練とし、近隣施設との連携強化を図っています。



負傷者救護訓練

ウ 災害図上訓練D I G研修の実施

災害発生時に想定されるリスクなどを職員が図面上に書き込んで、災害対策を検討する防災訓練を実施し、防災や危機管理に対する意識や意欲を高めています。



災害図上訓練D I G研修

エ NBC訓練の実施

消防局と県警察との連携による事案対処能力（初期対応、避難誘導等）の訓練を行うことで、職員のNBC事案に対する知識の習得とともに、社会情勢に応じた危機管理意識の一層の向上を図ります。



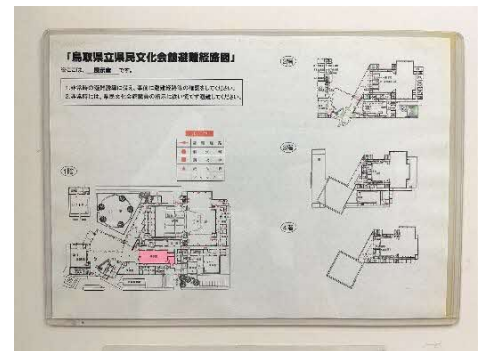
NBC訓練

オ 火気使用設備器具、消防用設備及び避難経路の維持管理

(ア) 火気使用設備器具、消防用設備の定期的な保守点検のほか、「安全衛生委員会」を中心に職員が定期的に館内全体を巡回して自主点検を実施し、避難経路の維持管理・改善強化など安全の確保に努めています。

また、館内各室に「避難経路図」を掲示し、防災意識の啓発、利用者・来館者の安全と非常時に備えています。

(イ) 地震・火災等の発生に伴う停電事故に備え、非常用発電装置、避難誘導灯の保守点検等を定期的実施します。



各施設内に掲示の避難経路図

《鳥取県立県民文化会館安全衛生委員会委員構成》

※「安全衛生委員会」→ 6名で構成し、安全衛生推進員（講習修了者）を配置しています。

安全衛生推進員講習修了者：5名在館

役職	委員構成
委員長	総務部長（安全衛生推進員）
副委員長	技術管理部施設運営室職員
委員	総務部総務課職員
委員	総務部施設利用課職員
委員	企画制作部文化企画課職員
委員	技術管理部舞台技術室職員

カ 『防火優良認定証』の取得

会館は、消防法令の基準を遵守している優良な防火対象物として、鳥取県東部広域行政管理組合消防局から「防火優良認定証」の交付を受けています。



防火優良認定証

キ 「鳥取県立県民文化会館危機管理マニュアル」の徹底

会館内で火災や事件・事故等が発生したときに、利用者・来館者の安全を最優先に対応するために、総合的・体系的な「鳥取県立県民文化会館危機管理マニュアル」を策定し、これを職員の行動指針として、適切な対応ができる体制を整えています。

また、各職員への意識付けや浸透を図るため、他で発生した事象を常日頃、当事者としての危機意識を感じさせるため、様々な事象発生の都度、朝礼・終礼・メール等で徹底するなど機会を捉えて注意喚起、意識高揚を図っています。

訓練の繰り返しによる体得と併せて、一つの行動指針であるマニュアルの精査や、訓練等を通じた実効

性の検証を継続して行いながら、危機管理意識を高めています。

(ア)「火災、地震、不審者(物)、差別落書等対応マニュアル」の徹底

地震、火災、事故、事件等が発生したとき、全職員が利用者・来館者の安全を最優先に対応できるよう、「火災、地震、不審者(物)等対応マニュアル」を作成していますが、さらに対応能力の向上に努めます。

また、トイレ等で差別落書を発見した場合、現場保存の措置や関係部署への連絡等の対応が速やかにとれるよう『対応手順』を策定しており、その対応に備えています。

なお、開館時には警備員を配置し、不審者・不審物の早期発見、火災、事件・事故の発生防止、「さすまた」、「ネットランチャー」等の防犯器具も備え、事故防止に努めています。

(イ)「嘔吐物処理マニュアル」の徹底

嘔吐物に含まれている可能性のあるノロウイルスの感染性胃腸炎の二次感染を防止するため、「嘔吐物処理マニュアル」を策定しており、全職員が利用者・来館者の安全を最優先に対応できるようさらに徹底します。

(ウ)「感染症対応マニュアル」の徹底

新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の流行または拡大の恐れがある場合、利用者・来館者への感染防止とともに、職員への感染予防による運営体制の維持を図るため、「感染症対応マニュアル」を策定し、その対応に備えています。

(エ)「不当要求行為対応マニュアル」の徹底

不当要求行為(不当な手段、不適正な行為、対応困難な行為)により、利益などを得ようとする者及び来館者に迷惑をかける者を排除するため、「不当要求行為マニュアル」を策定し、その対応の心得等を徹底しています。

(オ)「熱中症対応マニュアル」の徹底

利用者・来館者に熱中症の症状がみられた場合、直ちに適切な処置を行い、熱中症発症者の生命及び身体を守るため、全職員が迅速に対応できるよう、新たに「熱中症対応マニュアル」を策定して対応に備えています。

(カ)「防犯カメラ管理・運用」の徹底

館内各所に設置された監視カメラ(記録有)を活用し、犯罪の未然防止に努めるとともに、利用者の安全確保にあわせプライバシー保護の観点から「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」第22条第2項、「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」及び「防犯カメラ管理・運用規程」に基づき、監視カメラシステムを適正に運用します。

従来から、職員の危機管理意識の高揚と技術向上、さらに利用者、来館者の安全確保と安心環境を形成することを目的に鳥取警察署と連携した防犯訓練や不当要求行為等対策研修にも参加してきましたが、今後も継続して意識の高揚と技術の向上に努めます。



さすまた



ネットランチャー



嘔吐物処理セット



防犯カメラ

「鳥取県立県民文化会館 危機管理マニュアル」として一体的に整理
火災、地震、防犯、不審物、爆破予告、嘔吐物、差別落書き、感染症、不当要求行為、熱中症、
防犯カメラ管理等

ク コインロッカーの管理

利用者の利便を図るためコインロッカーを設置していますが、全国的には事件の現場の一つとなっている事例もあります。常駐警備員の館内巡回等による盗難事故の防止や、長期使用ロッカーについては、利用者に事前に周知の上、保管物を確認するなどして、事件・事故の未然防止に努めています。

(2) 事故・緊急時の体制・対応

ア 緊急時体制

「鳥取県立県民文化会館危機管理方針（マニュアル）」により、利用者・来館者の安全を最優先に対応します。

イ AED（自動体外式除細動器）

職員に対し、心肺蘇生法講習、AED講習等を行い、応急処置の習得・研鑽を行っており、救急救命の知識・技術を持つ普通救命（AED）講習修了者を配置しています。

（令和5年度中に新規採用職員も受講し全職員が修了者）

※年2回実施している防火訓練のうち、毎年必ず1回はAED（自動体外式除細動器）の実施訓練を行っています。



心肺蘇生法・AED講習

ウ J-ALERT（全国瞬時警報システム）

施設利用者や職員等の安全確保、地震被害等の軽減を図るために設置された本システム（Jアラート）を活用して、緊急時に対応できるよう操作訓練や避難訓練を実施するとともに適切に管理運用します。

エ 緊急時に必要な備品の整備等

事務室及び舞台袖に緊急時の対応に必要な備品を整備しています。

（救急箱、担架、拡声器、毛布、懐中電灯、携帯無線機、ヘルメット、防犯用品等）

また、救急搬送などの場合は、速やかな対応が求められるため、主催者と連携し、救急連絡や救急用品など、来館者の方の安全確保に努めています。

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

県立の公共施設として、利用者の皆様に気持ちよく利用していただくことを念頭に公平・公正な管理運営を心掛け、トラブルが発生しないよう努めています。

また、苦情の多くは、日頃からの注意やお客様とのコミュニケーションによって防ぐことができると考えています。

特に、私たち管理者の怠慢など不誠実と指摘される苦情は、決して起こしてはならないことであり、職員研修を強化し、防止していきます。

ア 苦情、トラブルの未然防止

苦情、トラブルの発生原因は、次のことが上げられます。

- サービスの不備
- 職員の対応に不服
- 利用者の方の思い違いなど

これらを未然防止するため、以下の3つの対策を行います。

- 設置備品やサービスに不備がないかチェックを強化します。
- 職員への教育を徹底します。
- 利用者の方への事前説明をしっかり行います。

イ 苦情、トラブルに対する対処方法

万が一苦情、トラブルが発生した場合の対応手順は以下のとおりです。

- ① 最初に端的に謝罪します。
- ② 利用者の話を聴き、事実確認を行います。
- ③ 確認できなかったポイントを質問で伺います。
- ④ 解決策を提案します。
- ⑤ 謝罪と感謝を伝えます。
- ⑥ 必要に応じて県に報告します。
- ⑦ 職場内で共有し、再発防止に努めます。

(4) その他

ア 自動販売機の設置

利用者・来館者の利便を図るため、自動販売機を引き続き正面玄関等に設置することとし、設置者の決定にあたっては、公告によるプロポーザル方式により5か年間の複数年契約を締結します。

また、飲料等については県内産品の活用を促し、自動販売機のユニバーサルデザイン対応や省エネルギー・静音等の環境対策、災害時飲料提供機能付などを審査基準に設定しているほか、社会貢献枠（売上から社会福祉団体等への寄付など）を増設しています。

なお、設置場所、設置台数については4か所に6台を設置しています。

	設置場所	設置台数
1	正面玄関	3台
2	2階会議棟	1台
3	梨花ホール楽屋	1台
4	駐車場側入口通路（社会貢献枠）	1台



1Fホーム303横に設置のAED

イ AED（自動体外式除細動器）の取扱

会館に設置されているAED（自動体外式除細動器）については、本仕様書において定期点検等の実施が義務付けられており、自主点検を行っています。今後、専門業者への外部委託が必要と判断される場合には、外部委託により点検を実施します。

ウ 県及び各市町村との連携等

(ア) 事故・事件・緊急時等の連携

火災、地震、その他災害の発生のほか、防犯（不審者・不審物等）、差別落書、嘔吐物処理、感染症、不当要求行為、熱中症等の対応時には、県をはじめとする関係機関への速やかな連絡・報告とともに、必要に応じて協議や指示を仰ぎます。

(イ) 災害等の有事の際の連携【指定緊急避難場所及び広域福祉避難所の指定】

当館は、災害対策基本法に基づく、鳥取市の指定緊急避難場所であり、また、島根原子力発電所事故発生時の広域福祉避難所にも指定されていますので、災害等の有事の際には、各関係機関と連携し、避難者等の応急対策の拠点施設としての役割を果たします。

2-5 利用者等の要望の把握及び対応方針について

利用者等からいただくご意見・ご要望を、今後の管理運営のための大切な財産と捉え、会館で対応できるものは速やかに対応し、予算措置が必要なものは鳥取県に要望します。

また、利用者等からのご意見・ご要望を分析することで、利用者等のニーズが明確になり、満足度が向上し会館の価値が高まるものと考えます。これは苦情等トラブルが発生した場合の対応と同様に、対応の手順等を明確にしてプロセスを実践していくことが必要であるため、第三者機関による評価が得られるよう国際規格「ISO10002（苦情対応マネジメントシステム）」の認証に向けて取り組むことを引き続き検討します。

(1) 要望の把握方法

ア 地域懇談会（東部・中部・西部）の開催

文化芸術・教育・マスコミ・経済(女性及び青年団体)・福祉・市町村行政関係者から選任した委員の方と、年に2～3回地域懇談会（東部・中部・西部）を開催し、地域の意見を聴いて施設や事業の運営に的確に活かして地域密着型の事業展開とより良い会館運営を目指すとともに、地域と施設をつなぐ支援者の拡大を図ります。

区 分	地域懇談会（東部）	地域懇談会（中部）	地域懇談会（西部）
委員構成 (令和7年度)	12名	11名	15名
任 期	3年		
意見交換 等の内容	次の事項に関する意見・提言 (1) 財団が実施する文化芸術事業の企画・運営等に関すること (2) 財団が管理する施設・事務所の運営等に関すること (3) 地域の文化芸術の振興を担うための財団の在り方等に関すること (4) その他目的を達成するために必要と認められること		

イ アンケートの実施

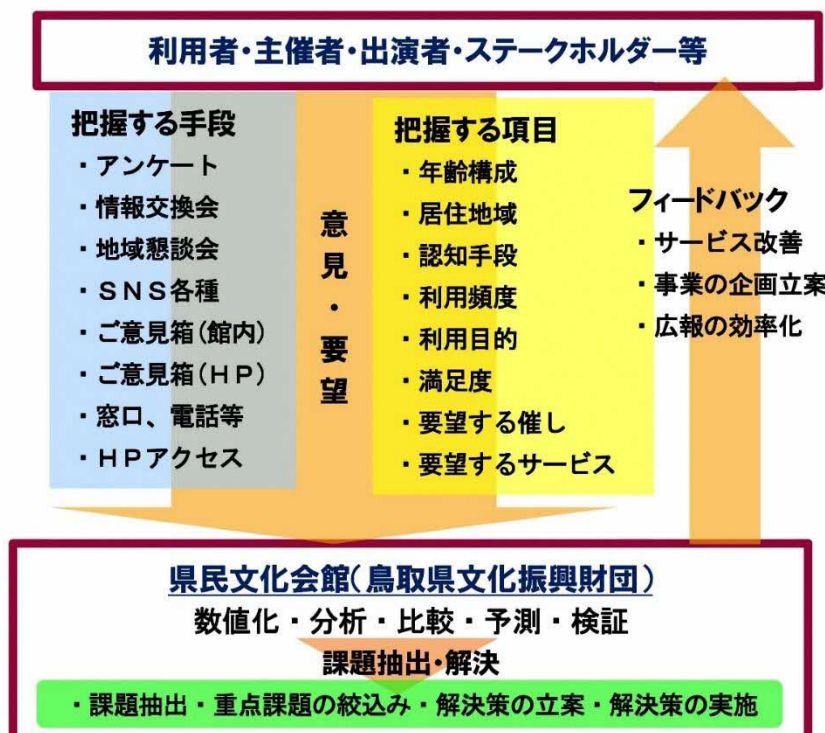
施設利用者の方には、ご利用後「利用報告書」にご意見・ご要望等をご記入いただき、鍵返却時にいただいたご意見の詳細や感想を伺います。そのほか、来館者の方のご意見をお聞きするために、館内に「メッセージボックス」を設置するとともに、窓口、電話、FAX、Eメールでも随時、意見・要望を伺います。また、主催公演では鑑賞者の方へアンケートを実施します。

(2) 対応方針

寄せられた意見・要望等は、速やかに受付担当スタッフが目を通し、内容を聞き取ったうえ、迅速に対応します。

即時対応ができない案件は、対応策を検討・協議し、適時対処します。

寄せられた意見・要望等は、全て館長が回答することを基本とし、回答は、会館のホームページへの掲載及び館内に掲示し、公開します。



(3) 利用報告書アンケート集計

ご利用の皆様から「利用者の声」をいただいておりますが、「安心・安全で快適に利用することができた」と施設へ評価をいただくとともに、利用に係る柔軟な対応や専門的な技術の提供に対して感謝の声が多く寄せられています。

令和6年度以降にいただいたアンケート集計結果では、職員の対応に対する満足度において99.5%の方が満足されています。

また、今後もいただいたご要望に対し、ハード・ソフト両面から柔軟に対応してまいります。

【令和6年度以降の主な要望とその対応】

要 望	対 応
室内の照明が暗い	LED ライトを照度が高いものに更新
練習室のピアノの鍵盤・ペダルの不調(複数回)	第1・2練習室のオーバーホールを実施
利用者による練習室の室内清掃	各練習室に清掃用具を設置
フリースペースの椅子を増やしてほしい	ソファを増設
ティンパニのゲージ・ペダルの不調	メンテナンス及び部品交換を行った
天井の雨もり	防水工事により雨漏りを解消
Wi-Fi の設置 (梨花ホールホワイエ)	オープンローミング Wi-Fi 導入により使用エリア拡大
練習室の床の汚れ、小さなゴミが目立つ	・リハーサル室、第3・4練習室にモップ増設 ・カギに掃除して帰る旨の案内プレート設置

2-6 文化芸術事業にかかる自己評価手法について

当財団では独自の業績評価制度を平成17年度から導入し、評価データから総合的な評価を行い、その結果により、公益性ある文化芸術事業の信頼性を高めるとともに、公的資金を活用した事業の説明責任を果たしてきました。

今後は、財団の6つのミッションの達成に向け、事業実施における目的や目標の達成及び成果検証に向けた評価となるよう、評価システムの見直しを行い新たな評価フレームに基づき、文化芸術事業の県内における文化芸術振興に繋がります。

(1) 目的

当財団の文化芸術事業実施の基本的な考え方に基づき、これを確実に果たすため、PDCAサイクルを効率的かつ効果的に機能させるために「評価」を実施します。

(2) 評価方法

評価方法は、事業実施における来場者アンケートから、効果・コスト・満足度などの量的データからの定量評価、事業の質的データからの定性評価を下記の方法で行います。

- ① アンケート …………… 来場者
- ② 事業担当者による1次評価の提出（内部評価）… 職員、所属長、館長
- ③ 実地検証及び2次評価（外部評価）……………
 - ・公益社団法人全国公立文化施設協会、一般財団法人地域創造からの専門人材を予定
 - ・鳥取県文化振興財団地域懇談会委員

(3) 評価フレーム

事業名	目標・戦略（大評価項目）	手法（評価中項目）
プロデュース事業	独自の実演芸術を創造し、地域からの文化づくりを推進する	事業ごとに詳細を設定
鑑賞プログラム	優れた国内外の舞台芸術の鑑賞と交流の機会を提供する	
市町村連携・交流プログラム	芸術や文化の力によって、地域や住民の活力を創出する	
	地域の劇場・ホール等での事業実施により、地域の価値やアイデンティティを高める	
教育普及プログラム	教育の現場と積極的な連携を図り、子どもや青少年の健全育成、将来的な文化芸術ファンの開拓	
人材育成プログラム	県内文化施設職員、大学生・高校生、学校等への派遣アーティスト人材を広く育成する	

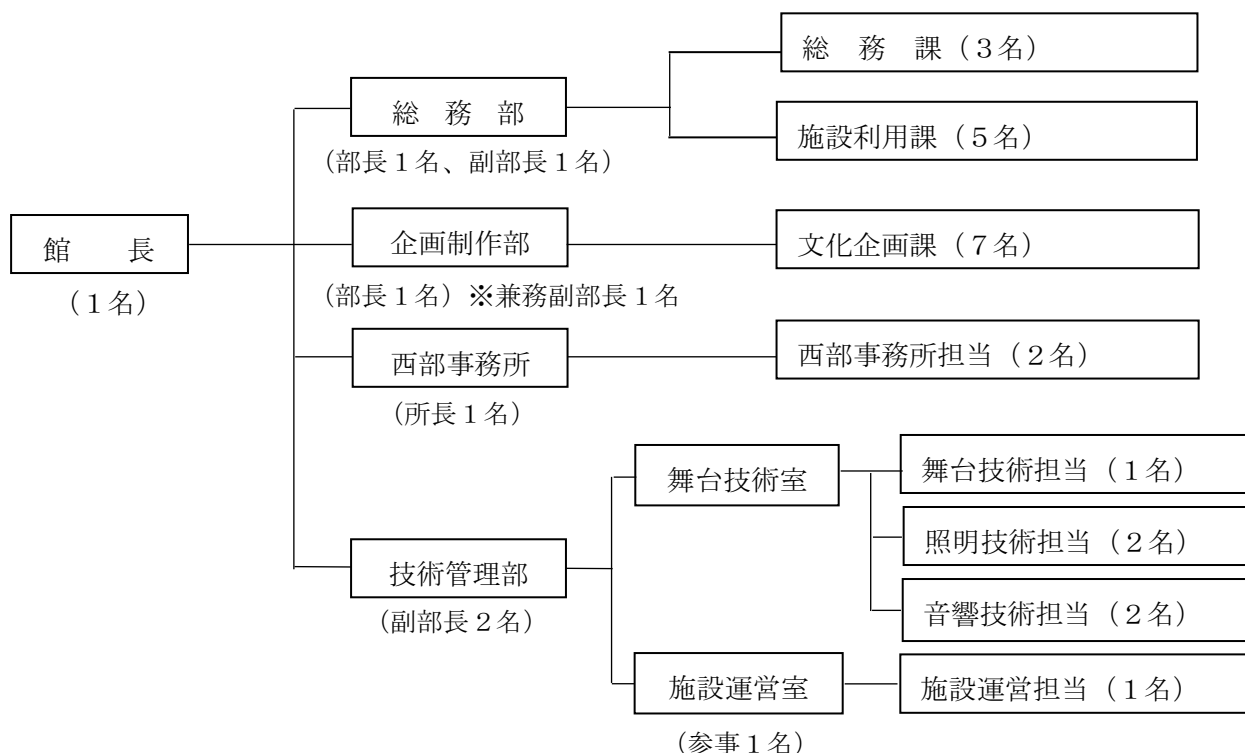
(4) 評価の情報公開

財団事業報告書やホームページ等で公開します。

3 組織及び職員の配置等について

(1) 管理運営の組織

【県民文化会館】 31名配置（とりアート事務局4名含む）



ア 実施体制の考え方

(ア) 実務執行体制

当財団では、第3期指定管理までに、プロパー職員が要職を担う体制づくりと併せ、全県の文化振興を図る使命を果たすため、効率的で実効性のある実務執行型の組織体制により業務を遂行しています。

これからも、これまで培ってきた管理運営や、企画のノウハウを基盤に、専門知識のある職員を適材適所に配置し、この体制を強化します。

加えて、課・室のライン強化、中核職員のモチベーションアップ及び自覚と行動改革を図るため、状況に応じて課長補佐職（主幹・主査職の兼務）を設置します。

(イ) 組織体制

a 施設利用対応・総務部門

施設利用者対応は、県立施設の適切な利用許可、サービスの提供など、県民の皆様と直接関わる部署です。経験年数豊富な職員を含めたローテーション勤務でより良いサービスを実現します。

総務担当職員は、公益法人会計の経理経験を積んだ職員を配置し、法令遵守に基づく会計処理を行います。

b 文化芸術事業推進部門

文化芸術に係る事業を推進していく上で、アートマネジメント能力やコミュニケーション能力、並びに芸術分野の専門的知識を有した人材が求められます。（公社）全国公立文化施設協会や（一財）地域創造等が主催する研修会等に積極的に参加して知識を習得するとともに、文化芸術事業推進の経験豊富な職員が中心となって、地域のコーディネーター役として文化振興を図ります。

c 舞台技術・施設管理部門

舞台技術部門は、実務経験豊富で、様々な資格を有した職員が運営に当たるとともに、利用者、文化活動者への技術支援を継続します。

施設の保全は、第3種電気主任技術者等の資格を有する職員を配置し、中長期的な視野で効率的な施設の維持・管理を行います。

(ウ) 中部・西部地域の事業展開

中部地域では、倉吉未来中心は中部の文化振興の拠点であり、指定管理者として一体管理し、また、拠点施設を持たない西部地域では、アルテプラザ（財団西部事務所）を開設しており、いずれも職員を駐在させます。

これにより、市町村の文化施設と連携するなどしながら、各地域のニーズを反映させ、また、蓄積したノウハウを活かしながら、効率的な事業展開を図ります。

(エ) 事業の企画・運営を推進するための体制整備

令和4年度からは地域密着の取組（アウトリーチ活動）を拡充するとともに、事業の演出効果等を高めるなど、事業内容の更なる充実を図ります。そのため、専門的知識、技術を有する舞台技術室と企画制作部が一体となって事業の企画・運営を推進するための体制を整備します。

(オ) 技術管理部の設置

財団企画のプロデュース公演や公共文化施設、教育、行政機関などへの柔軟な支援体制がとれるよう財団に技術管理部を置き、専門職員による円滑な人的運営を図ります。

(カ) 幹部経営会議の開催

運営上特に重要な事項について、内部の意思決定の明確化及び情報の共有化を図るため、管理職全員参加の「幹部経営会議」を毎月開催しています。幅広い考えの導入と管理職員の経営参画の意識を確立します。

そして、その内容については全職員に周知し情報の共有を図り、全職員により一体的に運営します。

(キ) 男女共同参画等の推進

財団の業務執行における女性職員の重要性は、ますます増していますが、今後も管理職登用に向け、指導・育成に努めます。

また、「イクボス・ファミボス宣言」をしており、長時間労働の削減、休暇制度等の積極活用等、男女がともに働きやすい職場づくりと、ワーク・ライフ・バランスの実践に継続して取組みます。

イ 施設長人選の考え方

現在、プロパー職員が士気を高く保ちながら職務を遂行していくため、プロパー職員が施設長職を担う体制を敷いているところです。引き続きプロパー職員の幹部養成に努めます。

(2) 職員の職種等

職種 (職名)	雇用関係	月 勤務 日数	担当する業務内容 (担当業務の経験年数) ※令和8年4月1日想定：職種の経験年数	資格等	人件費 (千円)
館長	常勤職員	21日	○館運営の総括等（6年9月）	—	
総務部長	常勤職員	21日	○部の総括及び職員の人事・サービスに関する こと等（1年）	—	
総務部副部長	常勤職員	21日	○部の総括補佐及び職員の人事・サービスの補 佐に関すること等（6年）	—	
総務課長	(兼務)	21日	○課の総括及び県その他関係機関との連絡 調整に関すること等（8年）	—	—
総務課員 (課長補佐)	常勤職員	21日	○会計経理、労務管理、各種契約に関する こと等（1年）	—	
総務課員 (主査)	常勤職員	21日	○会計経理、予算・決算、給与諸手当の支 給手続に関すること等（3年）	—	
総務課員 ※障がい者雇用	非常勤職員	20日	○会計経理の補助業務に関すること等 (7年)	—	
施設利用課長	(兼務)	21日	○課の総括に関すること等（1年）	—	—
施設利用課員 (主査)	常勤職員	21日	○利用申込及び利用促進、規程等の改正に 関すること等（3年）	—	
施設利用課員 (主任)	常勤職員	21日	○利用申込及び利用促進、利用料収入の統 計に関すること等（3年4月）	—	

施設利用課員	非常勤職員	20日	○利用申込及び利用促進、利用状況の統計に関すること等(2年)	—	
施設利用課員	非常勤職員	20日	○利用申込及び駐車場の利用、イベント情報の収集・発信に関すること等(1年)	—	
施設利用課員	非常勤職員	20日	○利用申込及び利用者アンケートの集計、拾得物の保管整理に関すること等(0年)	—	
企画制作部長 (総合プロデューサー)	常勤職員	21日	○部の総括及び財団の文化芸術事業の企画立案や部内職員の育成・指導に関すること等(5年)	—	
企画制作部 副部長	(兼務)	21日	○財団プロジェクトに関すること等(3年)	—	—
文化企画課長	(兼務)	21日	○課の総括に関すること等(14年)	—	—
文化企画課員 (課長補佐)	常勤職員	21日	○文化芸術事業、予算・決算、パートナー企業制度に関すること等上(3年)	—	
文化企画課員 (課長補佐)	常勤職員	21日	○文化芸術事業、友の会及びチケットシステムの管理に関すること等(1年)	—	
文化企画課員 (主任)	常勤職員	21日	○文化芸術事業、関連団体との調整に関すること等(3年2月)	—	
文化企画課員 (主任)	常勤職員	21日	○文化芸術事業、チケットの販売管理に関すること等(3年8月)	—	
西部事務所長	常勤職員	21日	○西部事務所及び西部地区文化芸術事業の総括等(0年)	—	
西部事務所員 (所長代理)	(兼務)	21日	○西部事務所及び西部地区文化芸術事業の総括補助等(1年)	—	—
西部事務所員 (主事)	常勤職員	21日	○西部地区文化芸術事業に関すること等(2年)	—	
とりアート事務局 局長	常勤職員	21日	○とりアート事務局の総括に関すること等(1年)	—	県補助金
とりアート事務局 局長員(事務局 長補佐)	常勤職員	21日	○実行委員会の予算・決算及び運営、企画事業に関すること等上(3年)	—	県補助金
とりアート事務局 局長員(主任) ※未来中心駐在	常勤職員	21日	○展示事業、アートイベント支援事業に関すること等(2年)	—	県補助金
とりアート事務局 局長員(主事)	常勤職員	21日	○企画事業、地域連携事業に関すること等(2年)	—	県補助金
技術管理部 副部長(舞台技 術室担当)	常勤職員	21日	○県民文化会館及び倉吉未来中心の舞台技術室の総括、職員の育成、安全管理に関すること等(1年)	—	
技術管理部 副部長(施設運 営室担当)	常勤職員	21日	○県民文化会館及び倉吉未来中心の施設運営室の総括、職員の育成、安全管理に関すること等(3年)	—	
舞台技術室長	(兼務)	21日	○室の総括に関すること等(7年)	—	—
舞台技術員 (室長補佐)	常勤職員	21日	○舞台設備などの保守管理及び利用、舞台技術の支援に関すること等(5年)	—	
照明技術員 (室長補佐)	常勤職員	21日	○照明設備の利用と維持管理、舞台技術の支援に関すること等(1年)	—	
照明技術員 (主任)	常勤職員	21日	○同上(3年)	—	
音響技術員 (主幹)	常勤職員	21日	○音響設備の利用と維持管理、舞台技術の支援に関すること等(3年)	—	
音響技術員 (技師)	常勤職員	21日	○同上(3年2月)	—	

施設運営室長	(兼務)	21日	○室の総括、施設設備の総合保守管理及び 営繕に関すること等 (6年)	—	—
施設運営室参事	常勤職員	21日	○防災関係、清掃業務の管理、予算要求に 関すること等 (3年)	—	
施設運営室参事	常勤職員	21日	○電気及び空調設備などの保守管理、警備 業務の管理に関すること等 (5年)	—	
計					165,756

(3) 日常の職員配置

ア 職員配置の考え方

労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守し、県民や利用者の皆様の施設として満足していただけるよう、サービス水準の維持向上と経費節減などに考慮した効率的な職員配置に引き続き努めます。

イ 中間時間対応者の配置の充実

施設利用が入れ替わる昼間(12:00～13:15)の時間帯及び夜間(18:00～)以降の受付時間(17:40～18:00)帯の勤務シフトを整えており、利用の実態に併せた利用者サービスの向上に努めます。

ウ 夜間受付対応者の配置

夜間利用者への対応、夜間受付事務への対応などのため、夜間受付対応者(遅番)を配置します。なお、夜間(18:00以降)の施設利用者対応は2名体制とし、うち1名については常駐警備員を充てますが、夜間に多数の来場が見込まれる日は、職員2名以上の体制とし安全体制を強化します。

エ 早朝対応者の配置

利用者の要望により早朝開館が必要な場合は、利用内容に併せ必要に応じて早朝対応者を配置します。

オ 受付事務のバックアップ体制

受付事務には、原則として施設利用課の職員が対応しますが、受付窓口の混雑時、利用施設準備のための同課職員不在時などの場合には、総務部及び企画制作部の職員を中心に事務室内に配置されたすべての職員が受付対応を行い、利用者の皆様へのサービス向上に努めます。

カ チケット販売対応

チケット販売対応については主に企画制作部員が対応し、チケット販売時間(9:00～18:00)に合わせた職員配置とします。

キ 役職者の配置

当日の利用申込みの審査や利用者からの要望・苦情に責任を持って対応できるよう、日中時(8:30～17:30)には、原則として課長級以上の職員を配置します。

ク ホール利用対応者の配置

ホールの利用には、舞台技術室の職員が対応しますが、繁忙期等においては、午前から準備・仕込みを行うケースが多く、舞台技術室の現職員体制では対応できないケースもあり、催事の規模・内容に応じて安全性、効率性等を勘案しながら、倉吉未来中心の舞台技術室との連携や外部業者委託による増員配置などにより対応します。

ケ 施設設備の維持管理対応者の配置

館内の適切な維持管理業務を行うため、日中時(8:30～17:30)には施設管理担当職員を事務室内に1名以上配置します。

また、夜間時(17:30～22:00)は、通常、運転監視業務受託業者の監視員1名を常駐させますが、梨花

ホールにおいて大規模催事（概ね1,000人以上）が行われる場合には、不測の事態への対応強化のため、施設管理担当職員1名を追加配置します。

〔日常職員の配置例〕

配置場所	部署	8:30	9:30	13:00	17:30	18:30	22:00	配置人数	
事務室	館長 総務部長	←————→							2
受付 事務室	施設利用課	←————→							4
							←————→		1
事務室	総務課	←————→							4
事務室 (館外)	企画制作部	←————→							6
							←————→		1
事務室	施設運営室	←————→							3
梨花ホール	舞台技術室	←————→							6 (注2)
小ホール		←————→							
事務室	警備員						←————→	1	

(注1) A勤務：8:30～17:30、B勤務：9:30～18:30、C勤務：12:30～21:30、D勤務：13:00～22:00

(注2) ホールの利用時間に合わせ、A～D勤務のいずれかの配置とします。

〔4〕障がい者又は高齢者の雇用計画

障がい者雇用については、財団は常用労働者43.5人以上の事業者であり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者1名を雇用しています。

業務は、主に会計経理の補助業務を担っており、一員として継続して雇用します。

また、高齢者雇用については、現在、職員の定年は年齢60歳としており、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、年齢65歳に達した日以後における最初の3月31日まで継続雇用しています。

年齢65歳以上の雇用については、定年の引き上げを実施するなどした場合、その経験、知識等を最大限に活用するなどのため、今後、検討することとしています。

〔雇用計画〕

区分	職種 (職名)	雇用関係	月勤務 日数	従事する 業務内容	人数	備考
障がい者	総務課員	非常勤職員	20日	会計経理の補助業務に 関すること等	1	
	計				1	
高齢者	—	—	—	—	—	
	計				0	

(5) 施設設備の適切な維持管理のために必要な専門職員の配置

ア 施設設備の維持管理業務に携わる職員の実務経験

不特定多数の方々が来館する大規模な施設を安全・安心して利用して頂くため、建物や設備・機器の維持管理については、実務経験を有する施設設備の専門職員を3名配置します。

(令和8年1月末現在)

実務経験	人数	主な実務の内容
10年	1	施設運営室の総括、施設設備の総合保守管理、営繕、敷地内・フリースペースの管理に係る総括
2年 (県OB)	1	防災設備、警備、清掃等の保守管理、飲食等施設運営管理、三館（県民文化会館・図書館・公文書館）の調整
10年	1	運転監視、電気設備、空調設備等の施設設備の維持管理、危険物の保安監督

イ 維持管理業務に関する資格を有する保有状況

建物本体や設備・機器の維持管理は、日常巡視点検や定期点検が基本と考え、軽微な不具合を発見し、利用者への安全・安心を確保するため、迅速な対応が求められます。また、2次委託業務を業者任せにすることなく開館から30年を迎えている現状の建物・設備を理解・把握し、適切に維持管理するため、配置職員は、各法令に基づく国家資格等を有しています。

(令和8年1月末現在)

資格の名称	資格の概要	人数
1級建築士	建築基準法及び消防法上の建築物及び建築設備である舞台設備（舞台機構、音響、照明、映像）の営繕計画及び指導に関する資格 ※国家資格	1
建築物環境衛生管理技術者（ビル管）	建築物の環境衛生の維持管理に関する監督ができる	2
第3種電気主任技術者	自家用電気工作物の工事、維持、運用に関する保全監督させるための技術責任者	2
エネルギー管理士	エネルギーを消費する設備の維持、使用方法の改善及び監視	1
第1種電気工事士	自家用電気工作物（500kw未満）の工事及び電気主任技術者の監督下で工事を行うことができる	1
第2種電気工事士	（会館においては、認定電気工事士となる） 電気主任技術者の監督下で電気工事（一般電気工作物及び600V以下の自家用電気工作物（認定電気工事のみ））が施工できる ※1名再掲	2
危険物取扱者乙種4類	主としてガソリン等の揮発性燃料の取扱い及び管理監督ができる	2
2級ボイラー技士	2級ボイラー技士は伝熱面積の合計が25㎡未満のボイラーを取り扱うことができる	1
低圧電気取扱者安全衛生特別教育修了者	低圧電力従事者の労働安全衛生法に基づく定期保安講習修了者で、低圧電力の作業が安全にできる ※1名再掲	2
FATECメンテナンス資格修了者	舞台機構設備に使用されているインバータ制御、コンピュータ制御関係に関する資格	1
昇降機検査資格者	舞台機構設備に使用されている昇降装置（吊物、迫り、客席天井、可動プロセニウム）に関する資格	1

(6) 文化芸術事業を実施していくために必要な専門職員の配置

ア (公社) 全国公立文化施設協会、(一財) 地域創造、その他の団体が実施する研修会への過去3か年の参加実績

文化芸術及び舞台技術に係る研修に積極的に参加するとともに、管理運営関係の研修にも継続的に参加し、知識と技能の研鑽を重ねていますが、今後も事業を推進していく職員の育成を図ります。

【文化芸術及び舞台技術に係る研修】

研修会名称	参加人数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(公社)全国公立文化施設協会主催研修			
・全国公立文化施設協会定時総会・研究大会	1名	2名	2名
・全国劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会	3名		2名
・全国劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会	1名	1名	
・全国公立文化施設協会中四国支部業務管理研究会	1名	1名	1名
・地域別劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会(中四国地域)	2名	2名	3名
・地域別劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会(中四国地域)	3名		
・芸術家等実務研修会	1名		
・劇場・音楽堂等による共生社会実現のための人材養成講座			2名
(一財)地域創造			
・(一財)地域創造 ステージラボ		1名	1名
その他団体主催研修			
・鳥取県劇場等職員セミナー			14名
・鳥取県文化施設協議会 舞台技術研修会	7名	8名	
・鳥取県文化施設協議会 事業運営研修会	2名	9名	
・島根県民会館ステージテクニカルアカデミー 舞台芸術セミナー	3名		3名
・島根県舞台技術研修会	1名	1名	
・岡山県公立文化施設協議会 舞台技術研修会	1名		1名
・愛知県芸術劇場職員セミナー		1名	1名
・劇場・音楽堂等連絡協議会 総会・シンポジウム	3名		
・劇場・音楽堂等連絡協議会 情報交換会	2名		
・知的・発達障がい児(者)にむけての劇場体験プログラム			6名

【管理運営に係る研修】

研修会名称	参加人数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
安全衛生研修・技能講習			
・甲種防火管理再講習			
・安全衛生推進者養成講習		1名	
・衛生管理者等労働衛生担当者研修			
・雇入時安全衛生教育		3名	
・産業保健セミナー		3名	1名
・危険予知訓練(KYT)研修			
・保全技術講習会		1名	
・巻上げ機の運転業務に係る特別教育	2名		
・フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育	1名		2名
・足場の組立て等業務特別教育		2名	
・危険物取扱者保安講習		1名	
・電気保安規程に基づく電気保安教育	1名		

・消防用設備等セミナー		1名	
-------------	--	----	--

その他研修	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・鳥取県職員人材開発センター新規採用職員研修（聴講）		3名	
・不当要求行為等対策研修会		3名	1名
・伝わる広報&チラシ作成実践講座	25名		
・キャンパ入門講座（デジタルに関する人材育成事業）			2名
・資金運用等に関する講座	2名		
・新しい公益法人制度説明会／新しい公益法人会計基準説明会			2名
・とっとり障がい者仕事サポーター養成講座			1名
・派遣研修（派遣先：世田谷パブリックシアター）			1名

イ 舞台・音響・照明に携わる職員の実務経験

舞台技術職員は実演芸術に係る舞台技術の専門職員を6名配置します。

日々の舞台管理業務や自主事業等において、自己研鑽を積むことで担当業務の幅を広げていきます。
(令和8年1月末現在)

実務年数	人数	主な実務の内容
32年	1	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台技術の提供と支援 制作作品の統括、進行管理、予算管理、委託者との調整、演出家等専門家との調整、出演者への指導及び助言、舞台専門業者等の選定及び調整
24年	1	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台技術、舞台音響技術、映像技術の提供と支援 制作作品の統括、進行管理、予算管理、委託者との調整、演出家等専門家との調整、出演者への指導及び助言、舞台専門業者等の選定及び調整
17年	1	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台技術、舞台照明技術の提供と支援 進行管理、演出家等専門家との調整、出演者への指導及び助言、舞台専門業者等の選定及び調整、予算管理
14年	1	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台音響技術、映像技術の提供と支援 進行管理、演出家等専門家との調整、出演者への指導及び助言、舞台専門業者等の選定及び調整、予算管理
9年	1	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台照明技術の提供と支援 出演者への助言及調整、予算管理
7年	1	舞台設備の利用と維持管理、舞台技術の相談、助言、指導、舞台音響技術の提供と支援 出演者への助言及調整、予算管理

ウ 舞台技術に関する資格の保有状況

舞台・音響・照明に係る舞台技術の向上に繋がる資格や、各法令に遵守し舞台技術業務を安全に行うための資格を有しています。

(令和8年1月末現在)

資格の名称	資格の概要	人数
1級舞台機構調整技能士	舞台音響の業務運用、演出効果に関する資格 ※国家資格	1
2級舞台機構調整技能士	舞台音響の業務運用、演出効果に関する資格 ※国家資格	1

1級音響技術者	舞台音響の業務運用、演出効果に関する資格 ※(一社)日本音響家協会認定資格	2
2級音響技術者	舞台音響の業務運用、演出効果に関する資格 ※(一社)日本音響家協会認定資格	2
3級音響技術者	舞台音響の業務運用、演出効果に関する資格 ※(一社)日本音響家協会認定資格	1
1級舞台照明技術者	舞台照明の業務運用、演出効果に関する資格 ※(一社)日本照明家協会認定資格	2
玉掛け技能者	吊物(美術道具、照明器具、スピーカ)に関する資格 ※国家資格	6
巻上機運転者	舞台設備(舞台機構:巻取ドラム式ライトバトン、舞台音響:吊マイク装置)に使用されている吊物機構に関する資格	6
小型移動式クレーン運転技師	舞台上にセット等を吊下げ・昇降させる際に、周囲との干渉やゆれ、昇降速度等を考慮した運転技能に応用	2
安全管理者	安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理する者	1
フルハーネス型墜落防止用器具特別教育修了者	フルハーネス型墜落防止用器具を用いて行う高所作業が安全にできる	6
足場の組立て等業務特別教育修了者	足場が原因の労働災害を防止する目的の資格で、足場の組立て作業が的確・安全にできる	1
甲種防火管理者	消防法に基づいて防火に関する講習会の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、その防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる地位にある者	1

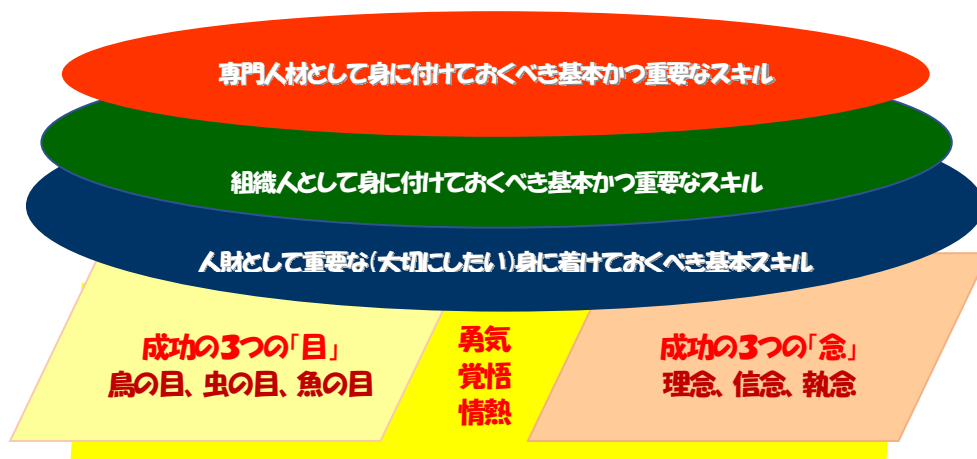
(7) 人材育成

ア 趣 旨

財団及び県民文化会館・倉吉未来中心のミッション・ビジョンを実現するためには、その強力なエンジンであり、エネルギーとなる財団職員を組織的・計画的に育成することが必要であることから、令和4年9月に財団の現状と課題把握に基づいた「(公財)鳥取県文化振興財団 財団職員の人材育成に向けた基本方針」を策定し、職位毎に具体的に「何を求めるのか」「何を期待するのか」という、財団職員として求められる職員像・役割、能力・姿勢について明確な指針を設定しました。

この基本方針に基づき、劇場・音楽堂等の運営の質を維持発展させていくための3つの「財団職員として構成するスキル」を柱とし、職員のさらなる可能性を引き出し、一人ひとりが最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、職員研修制度として組織的かつ体系的に職員の育成を図ります。

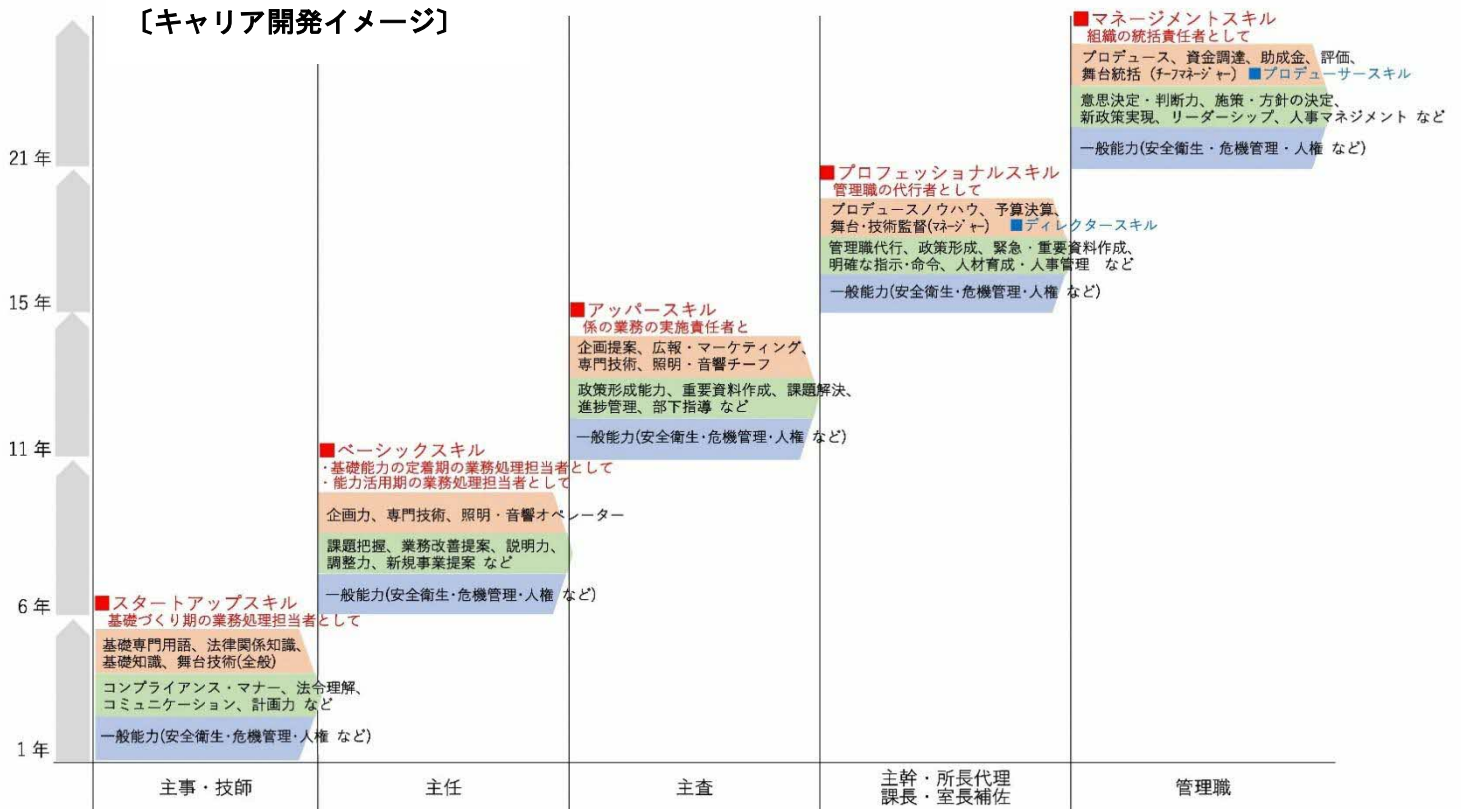
〔財団職員として構成するスキル(イメージ)〕



イ キャリア開発

中長期的な人材育成の視点に立ち、在職年数と職位に応じて、必要な能力を計画的に開発することで、職員一人ひとりが最大限に力を発揮できるよう環境を整備します。

【キャリア開発イメージ】



ウ 研修体制

当財団では、OJTを基本として財団の実務を通してスキルや知識を学び、その効果をより高めるため、役割、立場の変化にあわせた「階層別研修」と知識、スキル向上のための「職務別研修」「目的別研修」をOFF-JTにより実施し、職務への見識を深めます。

また、自己啓発(SD)支援により自主的なスキルアップや取組を支援します。

種別	主事技師	主任	主査	主幹・所長代理 課長・室長補佐	管理職
ミッション・ビジョン共有	ミッションステートメント研修				
階層別研修	新入職員研修(若年層)		新入職員研修(中途)		
	一般職員研修		中堅職員研修	マネジメント研修	
	フォローアップ研修				
職務別研修	業務別・部署別研修(OJT)				
	フォローアップ研修(OJT)				
	劇場・音楽堂等 専門人材育成研修				
目的別研修	ビジネススキル研修				
	次世代リーダー育成研修				
	自己能力開発研修				
	基礎的素研修(芸術領域、狭義アートマネジメント領域、社会領域、経営領域)				
	安全衛生研修(メンタルヘルス、ハラスメント等)				
	危機管理研修(防災訓練、不当要求、消防訓練、AED救急等)				
	人権教育研修、環境教育研修等				
自己啓発支援	自己啓発活動助成(SD)				
	鳥取県公社・事業団等職員互助会 文化活動助成(SD)				

- ※ O J T：現場での教育、業務の中で知識やノウハウを習得する。
- ※ O F F－J T：職場を離れた場所での研修等で、業務を行う上で必要な知識や技術を習得する。
- ※ S D：職員による自主的な学習（自己啓発）。

エ 舞台技術職員の資格取得及び企画職員のアートマネジメント力強化

財団プロデュース事業の舞台制作や施設利用者・文化芸術団体・県内文化施設・教育機関等に行う舞台技術支援に対応する専門人材を育成するため、舞台機構調整技能士（音響機構調整作業）や照明技術者技能検定など、舞台技術職員の資格取得を推進します。

また、企画職員においては、現在の役職・職名に加えて「プロデューサー」「マネージャー」等の呼称を導入し、役割や業務内容を明確にして、スキル向上を図り、アートマネジメント力を強化します。

4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況について

次の法令に係る監督行政機関からの指導等はなし。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、浄化槽法、水質汚濁防止法、食品衛生法、興行場法、その他施設の維持管理・運営に係る法令

5 法人の社会的責任の遂行状況について

(1) 障がい者雇用

- ア 常用労働者40.0人以上の事業者であり、
- 法定雇用率を達成している。
 - 法定雇用率を達成していない。
- イ 常用労働者40.0人未満の事業者であり、
- 障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）を雇用している。
 - 障害者を雇用していない。

(2) 男女共同参画の推進

- 男女共同参画推進企業に認定されている。
- 男女共同参画推進企業認定されていない。
- その他の国又は地方公共団体の男女参画に関する類似制度の認定等を受けている。

(3) I S O 14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（T E A S）I種又はII種規格認証等

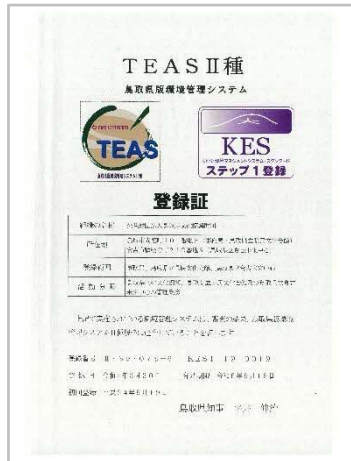
I S O 14001 又はT E A S I種又はII種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。
- 認証登録されていない。
- その他の環境配慮に関する類似規格の認証登録等を受けている。



男女共同参画推進企業認定証

(初回認定：平成20年10月2日)
(更新認定：平成27年2月16日)



TEAS II種認定登録証

(初回登録：平成24年9月19日)
(更新登録：令和6年9月4日)
(有効期限：令和9年9月18日)



鳥取県文化振興財団環境宣言

(制定日：平成24年3月12日)
(第19版：令和7年4月2日)

(4) あいサポート運動に係る取組

- あいサポート企業等に認定されている。
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。



あいサポート団体認定証

(認定：平成26年5月21日)

鳥取県立県民文化会館 令和8年度利用率・利用者数見込

区分 施設	利用率見込 (%)	利用者数見込 (人)	備 考
梨花ホール	59.0	90,000	
小ホール	68.0	27,000	
リハーサル室	90.0	10,500	
第1練習室	94.0	1,800	
第2練習室	79.0	1,800	
第3練習室	86.0	2,600	
第4練習室	87.0	5,000	
展 示 室	77.0	30,000	
第1会議室	59.0	14,800	
第2会議室	78.0	12,600	
第3会議室	39.0	2,600	
第4会議室	87.0	9,400	
第5会議室	84.0	4,300	
第6会議室	71.0	3,400	
第7会議室	47.0	1,200	
第8会議室	64.0	1,600	
会議準備室	30.0	300	
フリースペース	57.0	20,000	
屋外スペース	13.0	1,800	
合計	—	240,700	

※数値目標の根拠

○過去3年分（通常開館）の平均利用率及び利用者数を基準に、令和6・7年度の利用率・利用者数の動向を参考にし見込値を設定。

基準年度：令和元年度、令和4年度、令和5年度

※新型コロナウイルスの影響が大きい令和2年度、令和3年度は除く。

※令和6年度は、大規模改修工事の影響が大きいため除く。

(様式3-2)

令和8年度 鳥取県立県民文化会館の管理業務に関する収支計画書

法人等の名称(公益財団法人鳥取県文化振興財団)

(単位:千円)

区 分		内 訳		金 額	
収入項目	管理運営費	施設利用料収入	施設・設備利用料	63,200	
		手数料収入	自動販売機	2,904	
		使用料収入	飲食等施設	1,800	
		その他収入	館事業:入場料・参加料収入、複写機利用料、携帯電話充電器利用料	436	
	文化事業費	入場料・参加料収入	プロデュース事業、人材育成プログラム	12,505	
		国庫・民間助成金収入	文化庁、企業財団等	16,209	
		負担金収入	市町村連携・交流プログラム(市町村負担)等	5,410	
		その他収入		10,093	
	県委託料(債務負担行為)			276,475	
	県委託料(燃料・光熱費)			53,501	
鑑賞プログラム		入場料・参加料収入、助成金、寄付金、文化振興事業基金、基本財産運用益ほか	46,588		
収入合計(A)			489,121		
支出項目	人件費(常勤職員)		23名	149,449	149,449
	人件費(非常勤職員)		4名	16,307	16,307
	管理運営費				212,506
	旅費交通費支出		人材育成:各種研修会参加等	2,731	
	通信運搬費支出		電話・郵券代、タブレット利用料、アートSQUARE「夢空間」チラシ郵送料等	3,337	
	消耗什器備品費支出		貸出用備品等購入	350	
	消耗品費支出		交換消耗品(電球等)、事務用品、アートSQUARE「夢空間」道具材料等	4,372	
	修繕費支出		施設設備等修繕(500千円未満)	9,600	
	印刷製本費支出		封筒、アートSQUARE「夢空間」チラシ等	564	
	食糧費支出		アートSQUARE「夢空間」ケータリング用品等	323	
	光熱水料費支出(上下水費)		上下水道料	2,894	
	賃借料支出		公用車リース・会計システム等賃借料、アートSQUARE「夢空間」会場使用料等	11,911	
	保険料支出		公立文化施設賠償責任保険、公用車任意保険等	706	
	諸謝金支出		保健師・アドバイザースタッフ謝金、アートSQUARE「夢空間」出演者謝金等	677	
	租税公課支出		消費税、「ホール探検ツアー」収入印紙等	13,502	
	負担金支出		全国等各種協議会会費等	155	
	委託費支出		施設設備保守点検業務委託等	106,134	
	手数料支出		振込手数料、施設利用料電子決済手数料、アートSQUARE「夢空間」ピアノ調律等	1,749	
	※燃料・光熱費		電気、都市ガス、公用車ガソリン	53,501	
	文化事業費				110,859
育成・創造事業		プロデュース事業(舞踊・演劇・音楽・古典)、市町村連携・交流プログラム、教育・普及啓発プログラム、人材育成プログラム、鑑賞公演8事業9公演、特別共催事業(マスコミ)10事業程度、特別共催事業(一般団体)5事業程度	64,271		
鑑賞プログラム			46,588		
その他経費					
支出合計(B)				489,121	

(注1) 各年度の事業に合わせて、収支計画書を作成すること。

(注2) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注3) 「内訳」欄には、適宜項目を設け、当該項目ごとの金額を記載すること。

(参考様式4)

令和8年度 鳥取県立県民文化会館施設職員に係る処遇改善計画

(単位:円)

令和8年度処遇改善に係る上限額 A	前年度処遇改善計画上の 処遇改善後人件費		令和8年度処遇改善後人件費		処遇改善額 D (C-B)	処遇改善率 D' (D/B)	給与月額改善額 E (C'-B')	給与月額改善率 E' (E/B')	処遇改善に係る 予算執行率 (D/A)	令和n年度 処遇改善に係る 指定管理料
	年間人件費 B	平均給与月額 B'	年間人件費 C	平均給与月額 C'						
-	168,833,935	324,766	165,755,120	327,010	-3,078,815	-1.8%	2,244	0.7%	-	-

※B、C欄には、基本給、賞与、時間外手当等の各手当、事業者負担の社会保険料等の法定福利費を含む人件費総額を記入すること。

※B'、C'欄には、基本給、時間外手当等の各手当を含む1人あたりの平均給与月額を記入すること(賞与を除く)。

※「処遇改善に係る指定管理料」は、「処遇改善に係る上限額 A」の範囲内とする。

※初年度分については、「前年度処遇改善計画上の処遇改善後人件費」を「令和n年度収支計画」とする。